

高山市景観計画

平成18年12月（当初）

平成21年12月（変更）

平成25年 4月（変更）

平成29年 4月（変更）

平成31年 4月（変更）

高 山 市

目 次

第1章 景観形成の取り組みと景観特性

1. 計画策定にあたっての基本的な考え方	1
2. 高山市の景観とこれまでの取り組み	1
3. 高山市の景観特性と景観資源	3
4. 景観形成の目標	5

第2章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域	6
2. 景観計画区域の区分	6
3. 重点的に景観形成を図る区域	6

第3章 良好な景観の形成に関する方針

1. 景観形成の方針	7
2. 重点的に景観形成を図る区域における景観形成の方針	8

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 建築物の高さの最高限度	14
2. 屋外駐車場の景観形成基準	18
3. 市内全域における行為の制限	19
4. 重点的に景観形成を図る区域における行為の制限	20

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物の指定の方針	45
2. 景観重要樹木の指定の方針	45

第6章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

1. 保全・創出すべき地域の景観の特色	46
2. 魅力ある景観を保全・創出するための方針	46

第7章 今後の進め方

1. 景観重点区域の拡大	47
2. 都市計画制度等との連携	47
3. 各種景観に関する事業との連携	47
4. 市民・事業者による自主的な景観まちづくり推進への取り組み	47

第1章 景観形成の取り組みと景観特性

1. 計画策定にあたっての基本的な考え方

高山市では、これまで「潤いのあるまちづくり条例」「市街地景観保存条例」など、市街地景観の保全及び自然景観の保全に積極的に取り組んできた。今回、景観法を速やかに、かつ、積極的に活用するために、これまで実施してきた景観に関する各種取り組みをもとに景観計画を策定する。策定にあたっては、高山地域の高さ規制、合併町村を中心とした農山村景観や街道景観など、新たな視点も考慮し策定する。

2. 高山市の景観とこれまでの取り組み

高山市は市町村合併(平成17年2月1日)に伴い、面積は約2,177k㎡、東西約81km、南北約55kmと日本一の面積(東京都とほぼ同じ)を持つ都市となっている。周囲は中部山岳国立公園(槍・穂高連峰)、白山国立公園に囲まれ、四季折々の変化に富んだ美しい自然や伝統文化、歴史ある町並みなど、魅力的で個性あふれる地域資源を有している。今後とも行政、事業者、地域住民が協働して景観の保全と形成を図り、愛着と誇りの持てる景観を創出し、魅力あるまちを後世に残していく必要がある。



高山祭(高山地域)



乗鞍スカイライン
(丹生川地域)



ラベンダー園
(清見地域)



荘川桜(荘川地域)



臥龍桜(一之宮地域)



ひだ桃源郷
(久々野地域)



氷点下の森
(朝日地域)



かがり火まつり
(高根地域)



宇津江四十八滝
(国府地域)



新穂高ロープウェイ
(上宝奥飛騨温泉郷地域)

1) 市街地景観保存

昭和41年に上三之町町並保存会（後の恵比須台組町並保存会）が、住民の手で組織され、住民先行の形で町並み保存活動がすすめられていた。しかし、古い町並の中の商店の改築を機に、住民と行政が共同して町並み保存の取り組みを推進することとなった。昭和47年に市が「高山市環境保全基本条例」「高山市市街地景観保存条例」を制定すると、昭和48年～49年にかけて他の地区でも住民による町並・景観保存会が結成され、市による市街地景観保存区域の指定が行われるなど、古い町並の保存が住民と市が手を取り合い行われてきた。



三町伝統的建造物群保存地区

その後、昭和54年には文部省（現文部科学省）により、市指定保存区域の一部が高山市三町伝統的建造物群保存地区として選定され、平成9年には対象区域が拡大された。平成16年には新たに高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区が選定され、市民意識の高揚と制度面の整備が相まって、歴史伝統文化としての古い町並の保存が順調に行われ現在に至っている。

2) 潤いのあるまちづくり

昭和55年に歴史的な町並みや建築物などの保存に加えて、市内全域の良好な町並み景観の保全と創造を図るため、市内部に「高山市建築物等の形態、意匠保全連絡会議」を設置した。これは、民間建築物の動向を事前に把握し、建築確認申請の段階で形態、意匠について行政指導する制度であり、法的な強制力を伴ってはいなかったものの一定の効果をもたらした。

平成14年に、飛騨高山にふさわしいまちづくりをすすめるため、県下で初めて秩序ある土地利用や景観の保全を目的とする「高山市潤いのあるまちづくり条例」（現在の高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例）を制定した。この条例により開発行為や建築物等に対して構想段階からの届出及び住民説明会を義務づけ、指導・助言、勧告・公表ができるようになった。合併後も市内全域を対象に潤いのあるまちづくりをすすめている。



高山市街地

3. 高山市の景観特性と景観資源

1) 景観特性

① 雄大な山岳景観と市街地の里山・田園景観

市内の市街地や集落地の至る箇所から、穂高連峰、乗鞍岳、白山など 3,000m を超える雄大な山岳を望むことができ、これらの山々は市街地や集落地域の里山とともに、重要な景観(背景)を形成している。



阿多野（高根地域）

② 豊かな緑に囲まれた河川景観

市内の庄川、宮川、飛騨川等は、河川上流域でみられる美しい渓谷を形成しているとともに、庄川、神通川水系の源流となっている。また、周囲は国立公園や県立自然公園の指定を受けている。



宮川源流（一之宮地域）

③ 自然、風土の中で築かれてきた歴史的・文化的景観

高山は「小京都」とも呼ばれ、重要伝統的建造物群保存地区のある古い町並をはじめ、東山寺院群、陣屋等の歴史的資源が豊富にある。また、昔ながらの農山村風景がまだ残っている地域もあり、歴史ある建造物とともに日本のなつかしい原風景を形成している。



陣屋（高山地域）

2) 景観資源と種別

上記の景観特性を踏まえ、市内の景観資源を分類すると下記のとおりとなる。

高山市の主な景観資源と種別

景観種別	地域名	景観資源	
自然景観	高山地域、丹生川地域、高根地域、上宝奥飛騨温泉郷地域	中部山岳国立公園（乗鞍岳、穂高連峰） など	
	丹生川地域	五色ヶ原の森、銚子の滝、布引滝 など	
	清見地域	せせらぎ溪谷（県立自然公園）、小鳥峠の水芭蕉、大倉滝、馬瀬川 など	
	荘川地域	白山（国立公園）、山中峠の水芭蕉、魚帰滝、庄川源流、御母衣湖 など	
	一之宮地域	位山舟山（県立自然公園）、宮川源流 など	
	久々野地域	女男滝 など	
	朝日地域	御嶽山（県立自然公園）、鈴蘭高原すずらん畑、あさひの森公園、白樺原生林、美女高原 など	
	高根地域	野麦・御嶽山（県立自然公園）、千町牧場、子ノ原高原、青水の滝 など	
	国府地域	宇津江四十八滝（県立自然公園）、三休の滝 など	
	上宝奥飛騨温泉郷地域	双六溪谷、平湯大滝 など	
歴史的景観	高山地域	陣屋、古い町並、中橋、国分寺、飛騨の里、赤保木瓦窯跡、赤保木古墳 など	
	丹生川地域	千光寺 など	
	荘川地域	荘川の里、荘川桜 など	
	一之宮地域	臥龍桜、水無神社、往還寺鐘撞堂、御旅所のツツジ など	
	久々野地域	堂之上遺跡 など	
	朝日地域	旧朝日郵便局、旧向畑家、薬師堂の枝垂桜、西教寺の夫婦松、七本サワラ など	
	高根地域	旧村田家、西家、野麦学舎、原家 など	
	国府地域	安国寺、荒城神社、加茂神社、桜野公園、こう峠口古墳、広瀬古墳 など	
上宝奥飛騨温泉郷地域	福地 など		
文化的景観	高山地域、丹生川地域、清見地域、荘川地域、一之宮地域、久々野地域、朝日地域、高根地域、国府地域、上宝奥飛騨温泉郷地域	歴史街道（江戸街道、野麦街道、尾張街道、郡上街道、白川街道、越中街道、平湯街道）及び街道沿いの集落	
	農山村景観	高山地域	滝町の棚田、松之木町の車田 など
		丹生川地域	北方、法力、板殿 など
		清見地域	二本木、池本など
		荘川地域	ダナ高原そば畑 など
		久々野地域	久須母、小坊の棚田、木賊洞、小屋名、桃源郷 など
		朝日地域	見座、立岩、桑野、青屋、二又 など
		高根地域	阿多野、野麦、日和田高原 など
		国府地域	荒城郷のそば畑、東・西門前、上広瀬の桃園 など
	上宝奥飛騨温泉郷地域	長倉、田頃家の棚田、桃原 など	
河川景観	高山地域、一之宮地域、国府地域	宮川・江名子川河畔など 宮川堤防沿いの桜並木など	

4. 景観形成の目標

1) 自然や歴史・文化の保全と継承

高山市は、面積の 92.5%を森林が占め、乗鞍岳、穂高連峰などの北アルプスを擁し、庄川、宮川などの清流が流れるなど豊かな自然にも恵まれている。また、先人たちの英知と努力によって引き継がれてきた独特の歴史的、文化的価値を有する多数の資産も保存されており、今後ともこれらの自然や歴史・文化を将来にわたって確実に保全、継承する。



五色ヶ原（丹生川地域）

2) 格調高い都市景観の創出

高山市は小京都とも言われ、風情があり趣きある都市として日本を代表する観光都市である。特に伝統的建造物群は、連続性があり統一感ある美しい町並みの雰囲気醸し出しており、本市を代表する景観となっている。また、これらの地区を取り囲むように市街地景観保存区域が指定されており、伝統的建造物群との調和が図られている。このように、本市においては「保全と調和」を意識したまちづくりを展開してきており、新たな都市景観の創出にあたっては、「単に人目を引く、或いは他との違いを目立たせる」行為を慎み、自然や伝統文化との調和を意識した格調高い都市景観の創出を図る。



伝統的建造物群保存地区

3) 個性あるまちづくりの推進

高山市は周囲を山々に囲まれ、四季の変化が美しい自然環境豊かなコンパクトな都市である。この景色は古来より変わりなく、「山の向こうの美しい町」とも言われてきた。今後ともこの「美しいまち」を残すためには、高山のスケールにあった景観づくりを進めることが重要である。スケールにあったまちづくりは、「高山らしさ」を表現する重要な要素であるとともに、個性あるまちづくりにも繋がる。



文化伝承館から見下ろす市街地

また、本市では「ウォーキング」をテーマとしたまちづくりを進めており、景観形成にあたっては「歩く」視点に立った景観づくりも重要である。このためには、「ヒューマンスケール（人間の尺度）」を意識した景観づくりを進める必要がある。

第2章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域

高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例（市内全域を対象）の考え方を反映し、市内全域を景観計画の区域とする。

2. 景観計画区域の区分

第1章3の景観特性と景観資源（点的景観）を基に、景観計画区域を面的景観（土地利用の状況）及び軸的景観（道路・河川など）で分類すると下記のとおりとなる。

景観類型	景観区分	備 考
面的景観	自然景観	自然公園など
	市街地景観	都市計画区域などの都市的景観を形成している区域
	農山村景観	農業振興地域などの農山村の風景を形成している区域
軸的景観	街道（道路）景観	国道、県道、市道の道路沿線区域
	河川景観	市街地における河川沿線区域

3. 重点的に景観形成を図る区域（景観重点区域）

特に重点的に良好な景観づくりを推進する区域を「景観重点区域」として指定する。

既存の自主条例区域、地域住民が自ら景観づくりに取り組んでいる区域、今後新たに良好な景観づくりを進める必要がある区域を景観重点区域とし、地域の特性に応じた景観づくりを推進する。

景観重点区域

景観区分	名 称	面積 (ha)	備 考
自然景観	① 奥飛騨温泉郷景観重点区域	約2,243	
	② 高根景観重点区域	約9,661	
市街地景観	① 城下町景観重点区域	約 85	
	② 風致地区景観重点区域	約 229	風致地区条例区域
	③ 中心商業景観重点区域	約 127	
	④ 里山景観重点区域	約 251	
農山村景観	① 丹生川町北方法力景観重点区域	約 164	
	② 滝町根方景観重点区域	約 27	
	③ 荘川町一色惣則景観重点区域	約 55	
	④ 朝日町立岩景観重点区域	約 160	
	⑤ 上宝町長倉景観重点区域	約 40	
街道景観	① 新宮町国道158号景観重点区域	約 77	屋外広告物景観モデル地区
	② 高山国府バイパス景観重点区域	約 32	
	③ 清見せせらぎ街道景観重点区域	約 236	

第3章 良好な景観の形成に関する方針

1. 景観形成の方針

1) 自然景観

山岳や清流などの当市の豊かな自然景観を保全し、将来に継承するため、無秩序な開発の抑制や緑地の保全などに努める。

2) 市街地景観

歴史的・文化的遺産や伝承芸能などは、人々が地域の気候風土と長年の積み重ねの中で醸成してきた貴重な財産であり、生活の中にとけこみ、潤いとやすらぎを与えている。快適で豊かさやゆとりが実感できる生活環境の保全と創出を図るため、身近な緑となる里山などを保全するとともに、市街地からの眺望景観の維持に努め、歴史的・文化的景観と調和した都市景観の創出を図る。

また、高山市は全国有数の観光地であり、『ふるさと、昔ながらの日本』という観光イメージが定着している。一方、本市は周辺町村との合併により飛騨地域の中心都市として、活力と賑わいのある都市的サービスの提供都市としての役割も求められている。このように本市においては「古い高山」と「新しい高山」という二つの顔が同居しており、今後はこれらの調和を図るとともに、先人から受け継いできた格調高い伝統文化を継承・発展させながら、新たな都市景観の創出をすすめる。

3) 農山村景観

広大な市域内には、昔ながらの農山村風景が数多く残されており、歴史ある建造物とともに日本のなつかしい原風景を形成している。本市に点在している貴重な農山村景観を保全・創出することにより、個性あるまちづくりをすすめる。また、古来より受け継がれてきた棚田や車田などの農耕習俗が残されている地域もあり、これらの貴重な資源の維持に努める。

4) 街道景観

市内の至る箇所から雄大な北アルプスなどの山岳景観を眺望できるなど地形的に恵まれた環境にある。屋外広告物の適正な誘導等により、歩行者、走行車両からの眺望景観の形成に努め、訪れる人や住む人にとっても潤いと安らぎを感じられる沿道修景を図る。

5) 河川景観

市街地における河川はまちのシンボルであるとともに、気軽に川や水に親しめるアメニティ空間の場ともなっている。今後とも、河川環境保全への意識の高揚、河川美化や水質浄化の活動を通じた市民活動・交流が盛んな地域づくりを目指すとともに、美しい河川景観と清流を保全・創出する。

2. 重点的に景観形成を図る区域における景観形成の方針

1) 自然景観

① 奥飛騨温泉郷景観重点区域

市道福地線百合見橋、福地橋周辺を含む福地地区は、幹線の国道から離れた山間にたたずむ豊富な緑の中の温泉地で、和風建築の旅館が温泉地としての景観を形成している。また、中尾橋から外ヶ谷（国立公園境）、北アルプス大橋（国立公園境）及び足洗谷周辺を含む中尾地区は、北アルプスの山々に囲まれ、アルプスと一体となった良好な山岳景観を形成している。

周辺の四季折々の雄大な自然と調和した温泉地の景観の形成に努める。



福地



鍋平

② 高根景観重点区域

当区域は、乗鞍、御岳などの 3,000 メートル級の山岳とその山麓に広がる高原と一体となり優れた自然景観を形成している。また、日和田一位森八幡神社及び小日和田森越八幡神社周辺は、神社と一体となり独特の景観を形成している。

これらの特徴ある景観の保全に努める。



日和田高原



子ノ原高原

2) 市街地景観

① 城下町景観重点区域

伝統的建造物群保存地区等を有し、歴史的景観及び自然景観と調和した良好な景観の形成を図る。なお、本区域内においては、伝統的建造物群保存地区、市街地景観保存区域が指定されている。

○ 三町伝統的建造物群保存地区

商人町として栄えてきた面影を良く残した伝統的な建造物が多く建ち並び、道路におおいかぶさるような深い軒の出、中2階建の腰に据えられた出の小さい庇、1階正面の細い棧の格子などが特徴である。

江戸末期から昭和にかけてのこれらの伝統的建造物群との調和を考慮し、歴史的伝統的資産を継承した趣のある景観形成を図る。



三町伝統的建造物群保存地区

○ 下二之町大新町伝統的建造物群保存地区

三町伝統的建造物群保存地区の北側に位置し、地区の中央には城下町の内郭と外郭を分けていた江名子川が流れ、風情あるたたずまいを見せている。地区を縦断する二之町通り及び大新町の本通りである越中街道からは、南は高山城が置かれていた城山、北は御坊山、北山公園が望まれる。三町地区と比べ店舗として利用されている建物が少なく、住民生活に密着した生活感のある町並みが残されている。

正面道路に接して間口一杯に立てられた町家の主屋は、色彩、正面壁面の位置、軒高、小庇の高さを揃えることにより、連続性を生み出している。地割の保存、軒高、小庇の高さ、軒の出、町家の連続性を確保する要素の保存により歴史的な景観形成を図る。



下二之町大新町伝統的建造物群保存地区

○ 市街地景観保存区域

重要な歴史的・文化的資産としての市街地景観の保存を図る区域で、地区の特性に応じ下記に分類されている。

イ 第1種保存区域

歴史的、伝統的建築物の周辺地域、又は自然景観が優れていて建築物と調和している地域等で、景観及び環境の保全に配慮する地域とする。

ロ 第2種保存区域

伝統的建築様式により構成されている町並み、又は伝統的建築様式の家居が点在し、風趣あるたたずまいを示している地域で、その景観を保存する地域とする。

② 風致地区景観重点区域

市街地の緑地は、まちの表情を形成しているとともに潤いを与えている。これらの貴重な緑地の保全と都市の風致の維持に努める。

○ 城山風致地区

地区内に都市公園城山公園があり、高山城跡を中心とした歴史的資産を活かした整備がされているとともに、市街地及び北アルプスや白山の展望も良く、市街地の中の市民の憩いの場として親しまれている。市街地近傍に位置する良好な自然景観は、三町伝統的建造物群保存地区の背景として町並みの景観を引き立てており、これらの良好な景観の保全を図る。



城山公園

○ 松倉風致地区

市街地周辺において最も高い位置にあり、北アルプス連峰、白山の景観が眺望できる。周辺に飛騨民俗村等をはじめとする多数の歴史的資産があり、歴史的、郷土的に意義のある地として、深く住民の生活と結びついている。松倉山の山頂には県指定文化財の松倉城跡があり、新緑から紅葉まで美しい自然景観を有している。

飛騨民俗村を中心とした歴史的景観との調和、松倉城跡からの眺望が維持できるよう、良好な自然景観の保全を図る。

○ 北山風致地区

地区内に都市公園北山公園があり、良好な自然景観を形成するとともに、市街地及び北アルプスの展望も良く、サクラの名勝地として市民に親しまれている。

下二之町大新町伝統的建造物群保存地区の背景でもあり、神社仏閣の数々と融和する良好な自然環境を有する里山を保全し、歴史的な市街地景観の保全を図る。

○ 東山風致地区

地区内に東山寺院群など貴重な文化財が多数あり、この東山寺院群と背景となる緑地が良好な市街地景観を形成している。また、遊歩道等が整備されており、市民や観光客に親しまれている。

三町伝統的建造物群保存地区の背景となる東山寺院群と融和した良好な自然環境を有する里山を保全し、市街地中心部から展望できる周囲の斜面緑地の整備など美観の創出に努める。



東山寺院群

③ 中心商業景観重点区域

J R高山駅から古い町並などへ誘導する地域であり、伝統的建造物などの歴史的資産と高次商業などの都心機能との共存を図り、古さと新しさの融合による飛騨高山にふさわしい良好な景観を創出する。

○ 高山駅周辺地区

高山の顔となる風格のある町並みの形成と賑わいを高めるため、伝統的町並みと共通する要素を建築物のデザインにあわせて取り入れるとともに、来訪者の目にふれやすい建物低層部のデザインに配慮する。また、高層建築にあたっては、山並みの眺望を活かし、町並みと調和した良好な景観形成を図る。



高山駅周辺

④ 里山景観重点区域

市街地周辺の里山は、身近な緑として安らぎと潤いを与えている。市街地からの景観を考慮し、斜面緑地の保全を図る。

- 中山周辺地区
- 千島周辺地区
- 山王周辺地区
- 松本周辺地区



中山周辺



松本周辺

3) 農山村景観

① 丹生川町北方法力景観重点区域

小八賀川の右岸に沿って東西に広がる田園地帯、緑豊かな裏山と川沿いの高木に囲まれた自然豊かな地域である。昔ながらの農村風景を残すために、里山や東西に走る主要幹線道路沿いの伝統的な農家住宅の保全を図る。

② 滝町根方景観重点区域

乗鞍岳山系の山々に囲まれ、中山間地の急傾斜地に階段状に広がる棚田と里山が昔ながらの農山村風景を色濃く残している地域である。地域固有の文化と歴史を保有しながら形成・維持されてきた自然豊かな棚田の保全を図る。

③ 荘川町一色惣則景観重点区域

庄川と一色川の清流や鷲ヶ岳、白山国立公園を望むことができ、次郎兵衛のイチイやささゆり群生地、一色白山神社など、豊かな自然や歴史・文化を保有している地域である。歴史・文化を継承しながら、美しい畔など地域特有の農山村景観の維持・保全を図る。

④ 朝日町立岩景観重点区域

乗鞍や御岳を水源とする飛騨川の上流部に位置しており、江戸街道沿いに南向きの集落が形成され、豊かな農山村風景を残している地域である。龍巖山や美女高原など豊富な自然資源を活用し、標高差を活かした眺望景観の保全を図る。

⑤ 上宝町長倉景観重点区域

豊富な自然に恵まれた中に集落を形成し、傾斜地には今も耕作が続いている棚田が広がり、農山村風景を色濃く残している地域である。集落から見渡せる壮大な眺め、地域の歴史文化（桂峯寺など）とともに継承されている棚田景観の保全を図る。

4) 街道景観

① 新宮町国道 158 号景観重点区域

国道 158 号が町内の中心部を通っており、高山地域の西の玄関口となっている。東には北アルプスが望め、西には川上川の清流が流れるなど素晴らしい自然の中にあり、すぐれた景観を有している。

屋外広告物の自粛及び統一や植栽を推奨し、良好な沿道景観の形成を図る。

② 高山国府バイパス景観重点区域

高山 I.C (仮称) は、高山市街地に最も近いインターチェンジであり、市街地の表玄関として格調の高い街道景観の形成を図る。アルプスの眺望に配慮した屋外広告物の適正な誘導等により高山にふさわしい沿道景観の創出を図る。

③ 清見せせらぎ街道景観重点区域

多くの天然林を有し、せせらぎ街道沿道における自然景観と山稜の眺望が特に優れた地域である。

これらの豊かな自然景観を保全し、通行する車両からの眺望景観の維持に努める。



せせらぎ街道

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 建築物の高さの最高限度

1) 基本的な考え方

現在、本市においては都市計画法、風致地区条例などにより、一部の地域においては高さ規制が行われているが、ほとんどの地域では高さの基準が設けられていない。また、近年、高山地域を中心に高層建築物（10階建て超）が建設され、住環境の保護及び都市景観のあり方など高さに関する問題が生じている。

このような中、市内の建物の状況及び本計画における景観特性や景観形成の目標を考慮し、市内における建築物の高さの基準を設置する。

2) 指定区域

市内全域を対象とし、現在の建築物の高さの状況や眺望景観の保全のため、下記のとおり区域を分類し基準を設定する。

- ① 高山地域
- ② 奥飛騨温泉郷地域
- ③ 上記以外の地域

3) 区域ごとにおける具体的な高さの最高限度の基準

① 高山地域

全域における高さの最高限度の基準を22m（7階建て程度）とする。ただし、商業地域の一部については高さの最高限度の基準を31m（10階建て程度）とする。

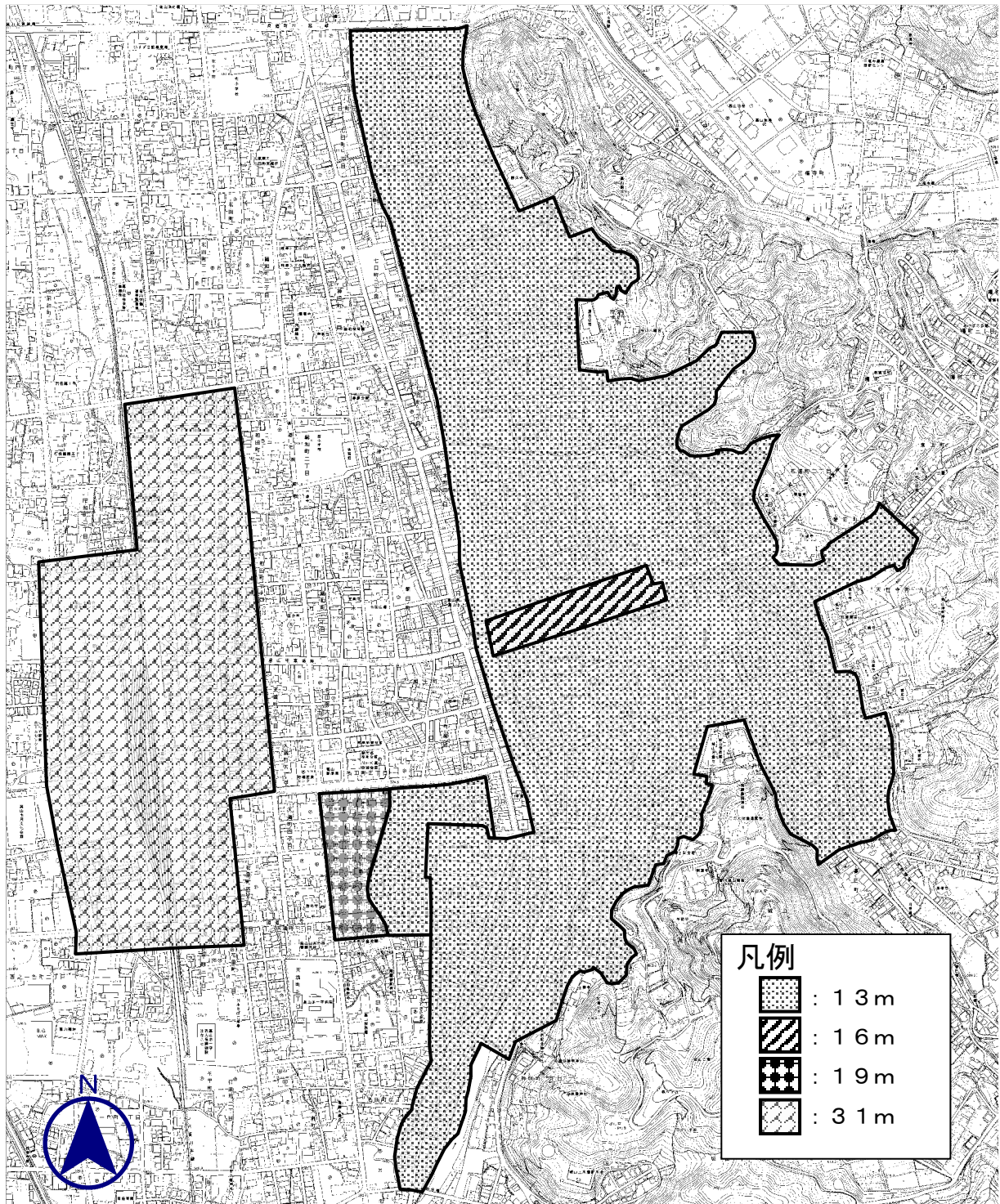
眺望景観の保全のため、下記の区域についてはそれぞれの基準のとおりとする。

区 域 名	高さの最高限度の基準
城下町景観重点区域	○ 13mとする。 ○ 商業地域かつ防火地域においては、16mとする。
風致地区景観重点区域	○ 8mまたは10mとする。
中心商業景観重点区域	○ 22mとする。 ○ 陣屋周辺区域においては、13mまたは19mとする。 ○ 高山駅周辺地区においては、31mとする。
里山景観重点区域	○ 10mとする。

高山地域の階数状況

階 数	3階以下	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階以上	合計
建物戸数	40,868	250	47	16	7	3	5	1	6	41,203
		76%	14%	5%	2%	1%	2%	0%		

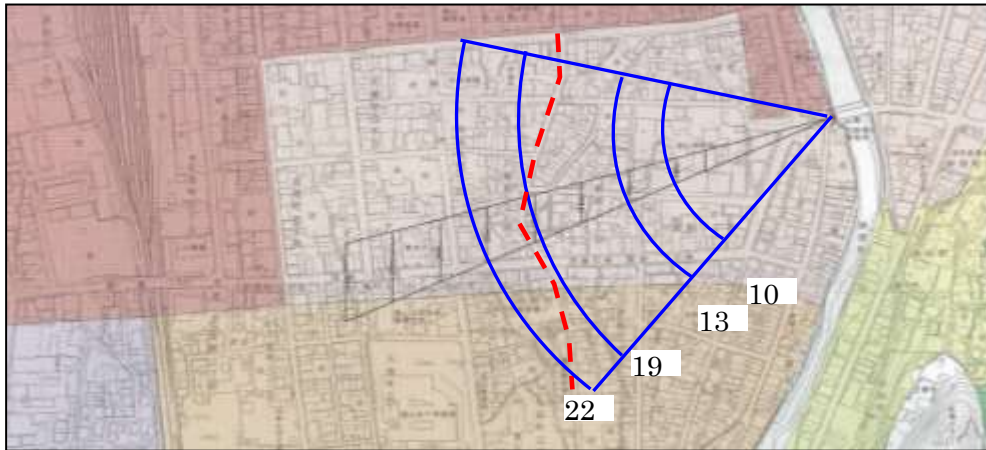
注) %表示は4階建て～10階建ての戸数の中における割合



高山地域における上記以外の高さの最高限度の基準は22mとする。
 ただし、伝統的建造物群保存地区、市街地景観保存区域、景観重点区域、都市計画等により別途規定されている場合はそれぞれの基準とする。

【眺望景觀での検討】

中橋から陣屋への眺望



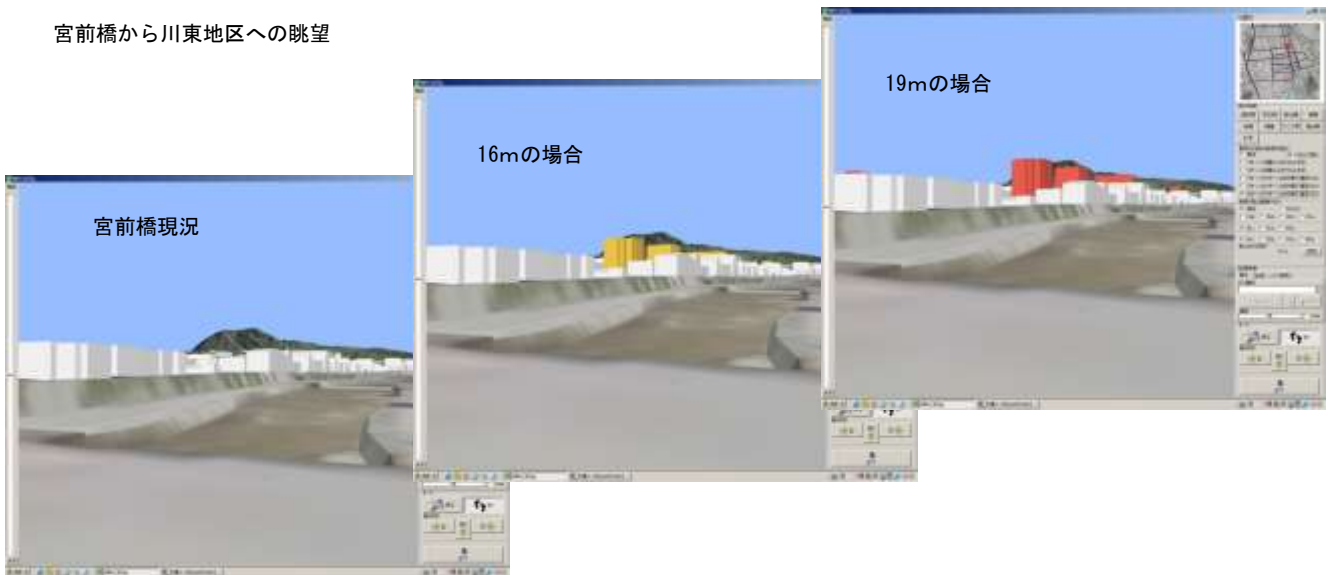
現在の陣屋



陣屋の背景が乱れた場合



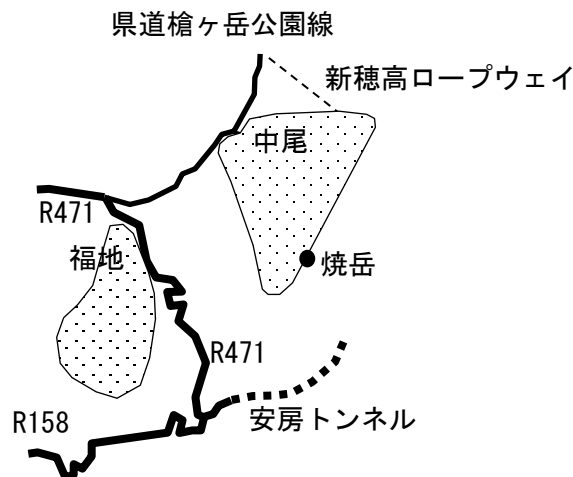
宮前橋から川東地区への眺望



② 奥飛騨温泉郷地域

全域における高さの最高限度の基準を22mとする。ただし、下記の区域については下記の基準のとおりとする。

区 域 名	高さの最高限度の基準
奥飛騨温泉郷景観重点区域	○ 16mとする。



③ 上記以外の地域

良好な自然景観や農山村景観の保全のため、高さの最高限度の基準を16m（5階建て程度）とする。

ただし、景観重点区域等により別途規定されている場合はそれぞれの基準とする。

【支所地域の建物階数状況】

奥飛騨温泉郷地域の階数状況

階 数	4階	5階	6階	7階	8階
建物戸数	23	1	4	0	3

他の支所地域

階 数	4階	5階	6階	7階	8階
建物戸数	14	1	0	0	1

4) 適用除外等

- 市民生活に不可欠な公共性の高い施設（小・中学校や病院など）において、市長がやむを得ないと認める場合は、各種審議会の意見を聴き適用除外とする。
- 住環境の保全や良好な景観形成づくりに配慮されていると市長が認める場合は、各種審議会の意見を聴き基準を緩和することができる。
- 建て替え（改築）の際には、建築物の高さが本景観計画におけるそれぞれの高さを超えないよう、極力、遵守するものとする。ただし、本計画施行時に既に本計画の高さを超えている（施工中も含む）建築物で、改築前と同一の敷地でこの規定に適合させることが著しく困難、かつ、改築により本計画に適合しない部分を増加させない場合はこの限りでない。

2. 屋外駐車場の景観形成基準

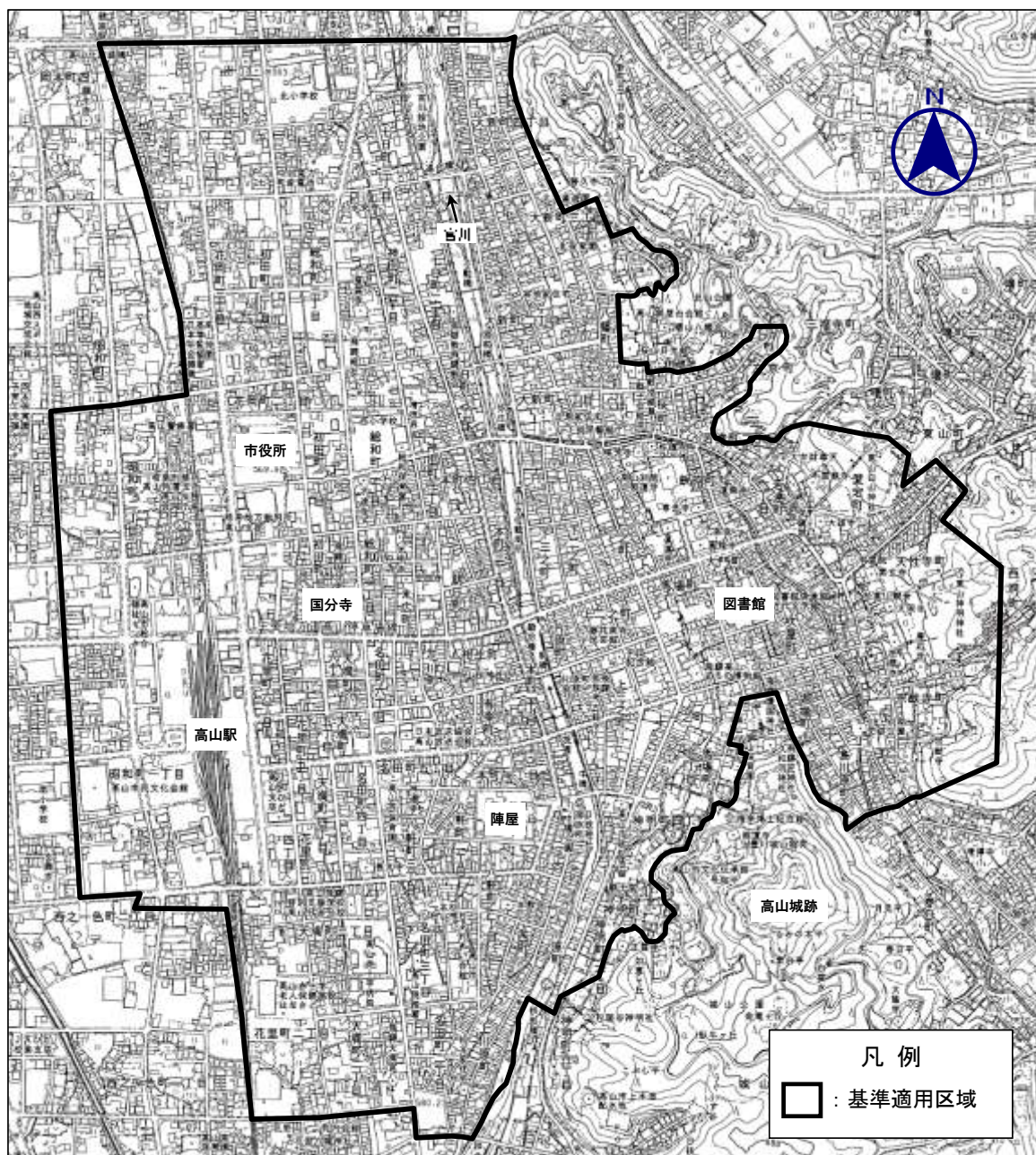
1) 基準

中心市街地における町並みの連担性の確保を図るため、屋外に設置する駐車場の間口においては、駐車場の目隠しとなるよう板塀又は生け垣等を設置する。ただし、出入りに必要な部分及び交通安全の確保に必要な部分を除く。

※板塀とする場合は透かしやスリット等を設け、防犯に配慮する

2) 適用区域

- 城下町景観重点区域
- 中心商業景観重点区域
- 駐車場法の規定により定められた駐車場整備地区
- 高山市市街地景観保存条例の規定により定められた市街地景観保存区域



3. 市内全域における行為の制限

対象	基準															
建築物	色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩とする。 ・ マンセル値における基準値は原色（下記の定義による。以下同じ。）以外とし、推奨値は下記の表のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">推奨値</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5～10R</td> <td>2以上</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>YR</td> <td>2以上</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2以上</td> <td>8以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無彩色（N）については、基準値・推奨値とも明度2以上9以下とする。 ・ 光線の反射を抑えるものとする。 	推奨値			色相	明度	彩度	5～10R	2以上	8以下	YR	2以上	8以下	Y	2以上	8以下
	推奨値															
色相	明度	彩度														
5～10R	2以上	8以下														
YR	2以上	8以下														
Y	2以上	8以下														
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和したものとする。 															
工作物	色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩とする。 															
	形態意匠 <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和したものとする。 															
屋外広告物	色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面広告及び屋上広告の地色には原則として原色を使用しない。 ・ コーポレートカラー等で壁面広告及び屋上広告の地色にやむなく原色を使用する場合、原色の合計面積（地色の外郭線で算出）は、見付方向から見た建築物の外郭線内を1平面とみなしたものの面積の10分の1以内とする。 															
	形態意匠 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市美観または自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものとする。 ・ 電光掲示板を使用する場合は、表示面の面積を1面1㎡以内とする。ただし、交通案内板等、公共的な目的のものはこの限りでない。 ・ 過度に明るい照明は使用しない。 															
開発事業	開発行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の保護、表土の保全を図る。 ・ 開発区域内の外周地等に植栽を図る。 															

○「原色」の定義を次のとおりとする。

- ・ マンセル値の色相が、R、YR、Yの場合、彩度10を超える色
- ・ マンセル値の色相が、GY、G、BG、B、PB、P、RPの場合、彩度8を超える色

○マンセル値で規定されている建築物の色彩については、外壁の基調となる色彩について適用するものとし、アクセント色や素材本来の色を活かしたものについては対象外とする。

○屋外広告物についてはこの計画に定めるもののほか、屋外広告物条例の規定によるものとする。



魚帰滝（荘川地域）



美女高原（朝日地域）

4. 重点的に景観形成を図る区域における行為の制限

1) 自然景観

① 奥飛騨温泉郷景観重点区域

対象	基準	
建築物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として10分の2以上10分の5以内の勾配屋根とし、軒の出があるものとする。 ・大規模な平滑面が生じないよう陰影等壁面の処理をする。 ・周囲と比較して大規模な場合は、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減する。 ・河川及び道路に面する壁面等は、デザイン等に配慮する。 ・屋上施設は外部から見えにくいよう、壁面ルーバーの設置等工夫する。 ・非常階段、パイプ等付帯設備や、付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないものとし、建築物本体との調和を図る。 ・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用する。 ・屋外照明は、周辺と調和するものとする。 ・室外機等の建築設備は、格子で囲うなど目立たないものとする。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さの最高限度を16mとする。
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として道路から後退し、道路側に空き地及び緑地帯を確保する。 ・原則として隣接の敷地境界から離し、ゆとりある空間を確保する。 ・地形の高低差を活かした配置とする。 ・稜線や斜面上部へ配置しない。 ・敷地内の良好な樹木や河川、水辺を活かせる配置とする。
工作物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁は材料、壁面処理の工夫、前面の緑化により周辺との調和を図る。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の高さの最高限度を16mとする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として駐車場、自転車置場等は、道路等から直接見えにくいように周辺を緑化する。
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地色は茶色系統、文字は白色系統とする。 ・原則として反射光及び原色を使用しない。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・退色、剥離等の生じにくいものとする。 ・原則として木製とする。 ・外部照明は、動点点滅を伴わない白色又は昼光色とする。
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・総合案内板は1面10㎡以内とする。 ・誘導広告は縦0.1m、横0.6m（国県道分岐点においては縦0.15m、横1.0m）以内とする。 ・地区のシンボルマーク名称等を記入した表示板は1面0.5㎡以内とする。 ・入口広告は1面1.5㎡以内とする。 ・自家広告物は1事業所等につき合計5.0㎡以内とする。
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・総合案内板は、駐車場、バス停留所、その他市が認めた位置とする。 ・誘導広告は主要道路からの分岐点等に限り設置する。 ・入口広告は施設の存在を明らかにする必要がある場合に限り、公道に面した位置に設置する。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導広告は地上からの上端の高さは2.5m（国県道分岐点においては2.8m）以下とする。 ・入口広告は地上からの上端の高さは2.5m以下とする。 ・自家広告物は独立して設置する場合は地上からの上端の高さは2.5m以下とし、建築物等に付帯する場合は当該建築物等の高さ以下とする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱広告は、掲示、掲出ししない。 ・誘導広告は、1施設につき3箇所以内とする。

屋外 広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・自家広告物は、表示内容（施設の名称、種類、商標、地名）それぞれについて1方向につき1個以内とする。 ・自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。 ・原則として誘導広告は集合看板とする。 ・誘導広告は営業内容、商品広告等を表示しない。 ・入口広告は、屋号、施設の種類、地名以外表示しない。 ・自家広告物は所在地、名称商標営業内容等に限り表示する。 ・原則としてのぼり旗広告等は掲示、掲出しない。
開発 事業	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として大規模な法面、擁壁を生ぜず、緩やかな勾配とする。 ・原則として敷地内の良好な樹木や河川、水辺の保全を図る。 ・使用する樹種は、周辺の樹林と調和するものとする。 ・原則として景観が損われる箇所での伐採をしない。
	土砂砂利の 採取排出	<ul style="list-style-type: none"> ・採取後、植生復元による早期緑化を図る。
	水面の埋立 及び干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・自然植生と調和した植生の復元を図る。 ・周辺樹木の生育に支障を及ぼさないようにする。
その 他	屋外におけ る物品の集 積及び貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の積み上げ高さを低くし、威圧感を与えないものとする。 ・道路等から見えにくいよう遮へいする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として敷地境界には樹木等を活用する。



福地温泉



奥飛騨温泉郷景観重点区域

② 高根景観重点区域

対象	基準
建築物	位置 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として道路から後退し、道路側に空き地及び緑地帯を確保する。 ・原則として隣接の敷地境界から離し、ゆとりのある空間を確保する。 ・敷地内の良好な樹木や河川、水辺を活かせる配置とする。
工作物	形態意匠 <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁は材料、壁面処理の工夫、前面の緑化により周辺との調和を図る。
屋外広告物	色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・地色は茶色系、文字は白色系とする。 ・原則として反射光及び原色を使用しない。
	形態意匠 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として木製とする。 ・外部照明は、動点点滅を伴わない白色又は昼光色とする。
	大きさ <ul style="list-style-type: none"> ・自家広告物は1事業所等につき合計30㎡以内とする。 ・自家広告物以外は20㎡以内とし、1面10㎡以内とする。
	位置 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の目線からの眺望を阻害しない位置とする。
開発事業	開発行為 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として大規模な法面、擁壁を生ぜず、緩やかな勾配とする。 ・原則として敷地内の良好な樹木や河川、水辺の保全を図る。 ・使用する樹種は周辺の樹林と調和するものとする。 ・原則として景観が損なわれる箇所での伐採をしない。
	土砂砂利の採取排出 <ul style="list-style-type: none"> ・採取後、植生復元による早期緑化を図る。
	水面の埋立及び干拓 <ul style="list-style-type: none"> ・自然植生と調和した植生の復元を図る。 ・周辺樹木の生育に支障を及ぼさないようにする。
その他	屋外における物品の集積及び貯蔵 <ul style="list-style-type: none"> ・物品の積み上げ高さを低くし、威圧感を与えないものとする。 ・道路から見えにくいよう遮へいする。

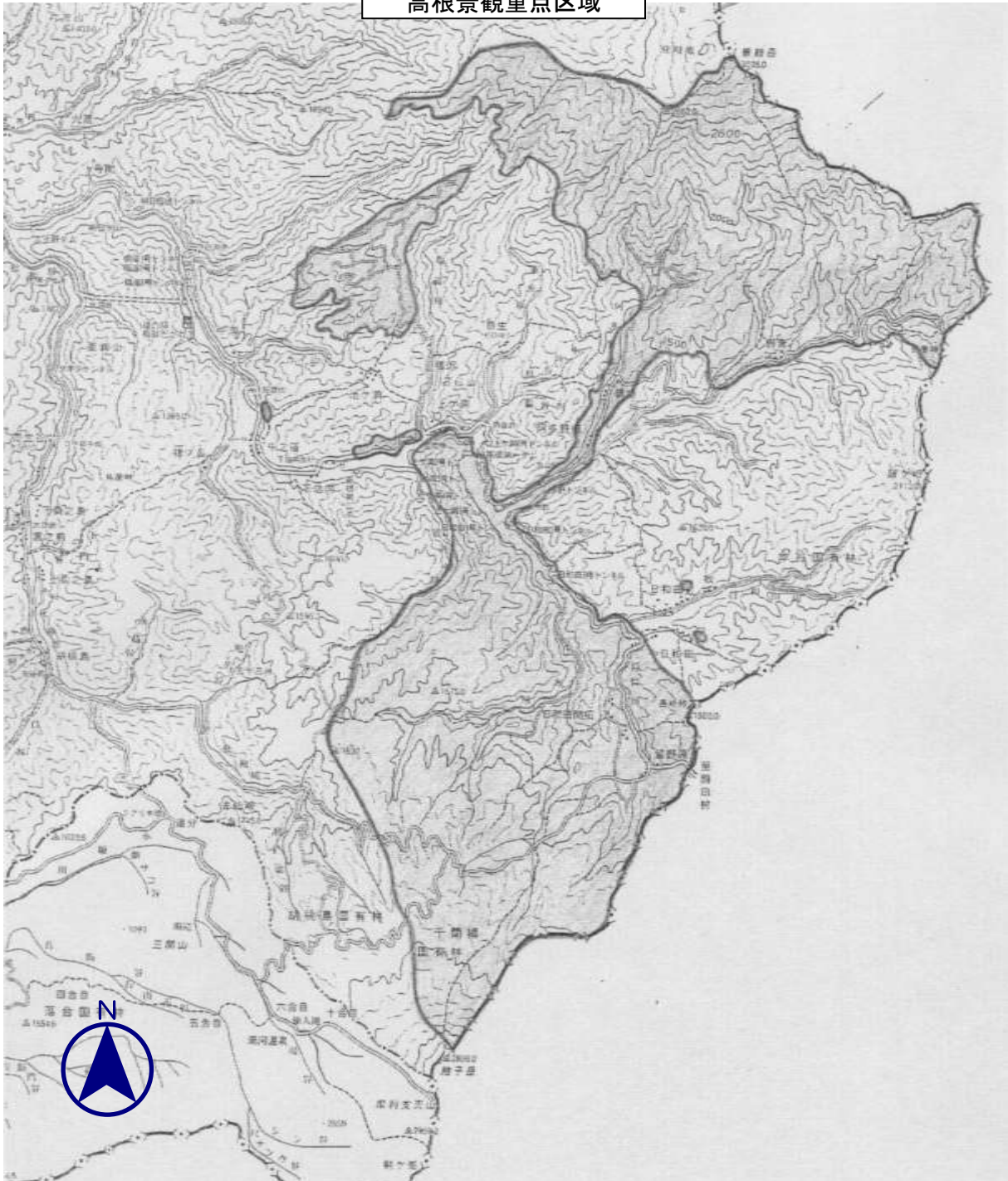


野麦峠



阿多野

高根景觀重点区域



2) 市街地景観

① 城下町景観重点区域

対象	基準																																								
建築物	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。 <p>基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>推奨値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10 R</td> <td>2 以上 3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 YR</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として屋根の色彩は灰色または黒色系統とする。屋根の色彩のマンセル値における基準値は下記の表のとおりとする。ただし、いぶし瓦についてはこの限りでない。 <p>基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>4 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">R / YR / Y</td> <td>4 以下</td> <td>1 以下</td> </tr> <tr> <td>3 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>2 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下	Y R	2 以上 8 以下	4 以下	Y	2 以上 8 以下	6 以下	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	10 R	2 以上 3 以下	3 以下	5 ~ 10 YR	2 以上 6 以下	4 以下	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	4 以下	—	R / YR / Y	4 以下	1 以下	3 以下	2 以下	2 以下	3 以下
	色相	明度	彩度																																						
	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																																						
5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下																																							
Y R	2 以上 8 以下	4 以下																																							
Y	2 以上 8 以下	6 以下																																							
色相	明度	彩度																																							
無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																																							
10 R	2 以上 3 以下	3 以下																																							
5 ~ 10 YR	2 以上 6 以下	4 以下																																							
色相	明度	彩度																																							
無彩色 (N)	4 以下	—																																							
R / YR / Y	4 以下	1 以下																																							
	3 以下	2 以下																																							
	2 以下	3 以下																																							
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。 ・ 勾配屋根とし、軒の出、庇等があるものとする。 ・ 室外機等の建築設備は、格子で囲うなど目立たないものとする。 ・ 塀、門、垣等の仕上げは自然素材とする。 																																								
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さの最高限度を 13 m とする。 ・ 商業地域かつ防火地域においては高さの最高限度を 16 m とする。 																																								
工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機の色彩は茶系統で塗装されたものとし、派手な装飾等をしない。 																																							
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の高さの最高限度を 13 m とする。 ・ 商業地域かつ防火地域においては工作物の高さの最高限度を 16 m とする。 																																							
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地色には原色を使用しない。 ・ 文字色は 2 色以内とする。 																																							
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として木製とする。 ・ 電光掲示板は設置しない。 ・ 電飾等が点滅、可動する広告物を設置しない。 (防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除く) ・ 過度に明るい照明は使用しない。 																																							
	大きさ・個数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別表に掲げるとおりとする。 																																							
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上には設置しない。 ・ 枡形橋から弥生橋までの区間は、川沿いの東側及び西側には設置しない。 																																							
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。 																																							

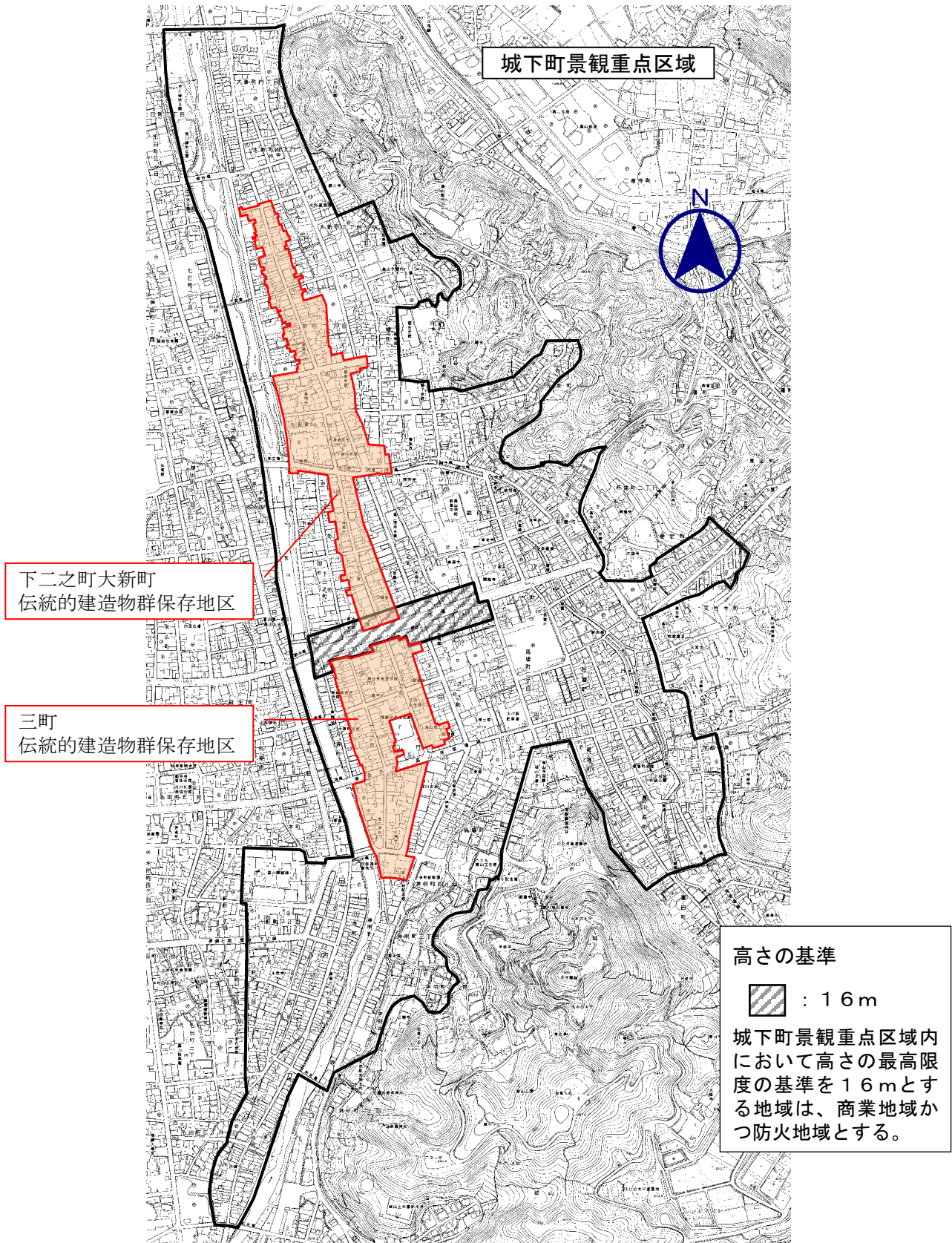
○高山市市街地景観保存条例に規定する市街地景観保存区域においては、ここに定めるもののほか、高山市市街地景観保存計画の規定によるものとする。

○ 伝統的建造物群保存地区

対象	基準																																								
建築物	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。 <p>基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>推奨値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10 R</td> <td>2 以上 3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 Y R</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として屋根の色彩は灰色または黒色系統とする。屋根の色彩のマンセル値における基準値は下記の表のとおりとする。ただし、いぶし瓦についてはこの限りでない。 <p>基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>4 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">R / Y R / Y</td> <td>4 以下</td> <td>1 以下</td> </tr> <tr> <td>3 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>2 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下	Y R	2 以上 8 以下	4 以下	Y	2 以上 8 以下	6 以下	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	10 R	2 以上 3 以下	3 以下	5 ~ 10 Y R	2 以上 6 以下	4 以下	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	4 以下	—	R / Y R / Y	4 以下	1 以下	3 以下	2 以下	2 以下	3 以下
	色相	明度	彩度																																						
	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																																						
5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下																																							
Y R	2 以上 8 以下	4 以下																																							
Y	2 以上 8 以下	6 以下																																							
色相	明度	彩度																																							
無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																																							
10 R	2 以上 3 以下	3 以下																																							
5 ~ 10 Y R	2 以上 6 以下	4 以下																																							
色相	明度	彩度																																							
無彩色 (N)	4 以下	—																																							
R / Y R / Y	4 以下	1 以下																																							
	3 以下	2 以下																																							
	2 以下	3 以下																																							
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。 ・ 勾配屋根とし、軒の出、庇等があるものとする。 ・ 室外機等の建築設備は、格子で囲うなど目立たないものとする。 ・ 塀、門、垣等の仕上げは自然素材とする。 																																								
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さの最高限度を 13 m とする。 ・ 商業地域かつ防火地域においては高さの最高限度を 16 m とする。 																																								
工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機の色彩は茶系統で塗装されたものとし、派手な装飾等をしない。 																																							
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の高さの最高限度を 13 m とする。 ・ 商業地域かつ防火地域においては工作物の高さの最高限度を 16 m とする。 																																							
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地色には原色を使用しない。 ・ 文字色は 2 色以内とする。 																																							
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として木製とする。 ・ 電光掲示板は設置しない。 ・ のぼり旗は設置しない。(町並みと調和したデザインで小型のものはこの限りでない) ・ 高さ 0.5 m を超える商品モニュメントは設置しない。 ・ 電飾等が点滅、可動する広告物を設置しない。 (防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除く) ・ 過度に明るい照明は使用しない。 																																							
	大きさ・個数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別表に掲げるとおりとする。 																																							
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上には設置しない。 																																							
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。 																																							

○ここに定めるもののほか、高山市伝統的建造物群保存地区保存条例に定める保存計画の規定によるものとする。


○陣屋周辺(高山祭のからくり奉納の背景となるエリア)においても、上記基準を適用する。



城下町景観重点区域

下二之町大新町
伝統的建造物群保存地区

三町
伝統的建造物群保存地区

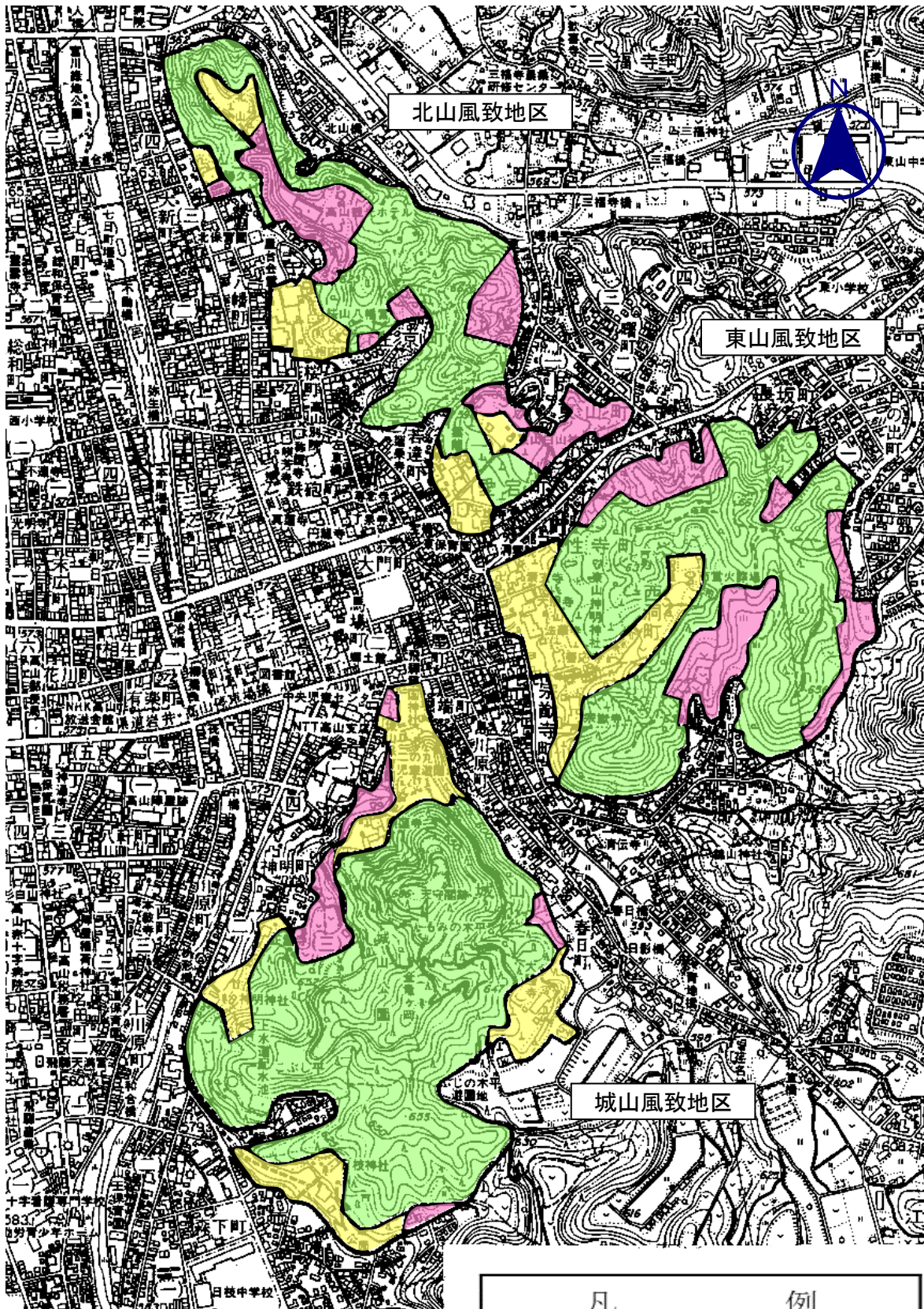
高さの基準
 : 16m
 城下町景観重点区域内において高さの最高限度の基準を16mとする地域は、商業地域かつ防火地域とする。

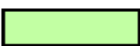
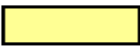

②風致地区景観重点区域（城山風致地区、松倉風致地区、北山風致地区、東山風致地区）

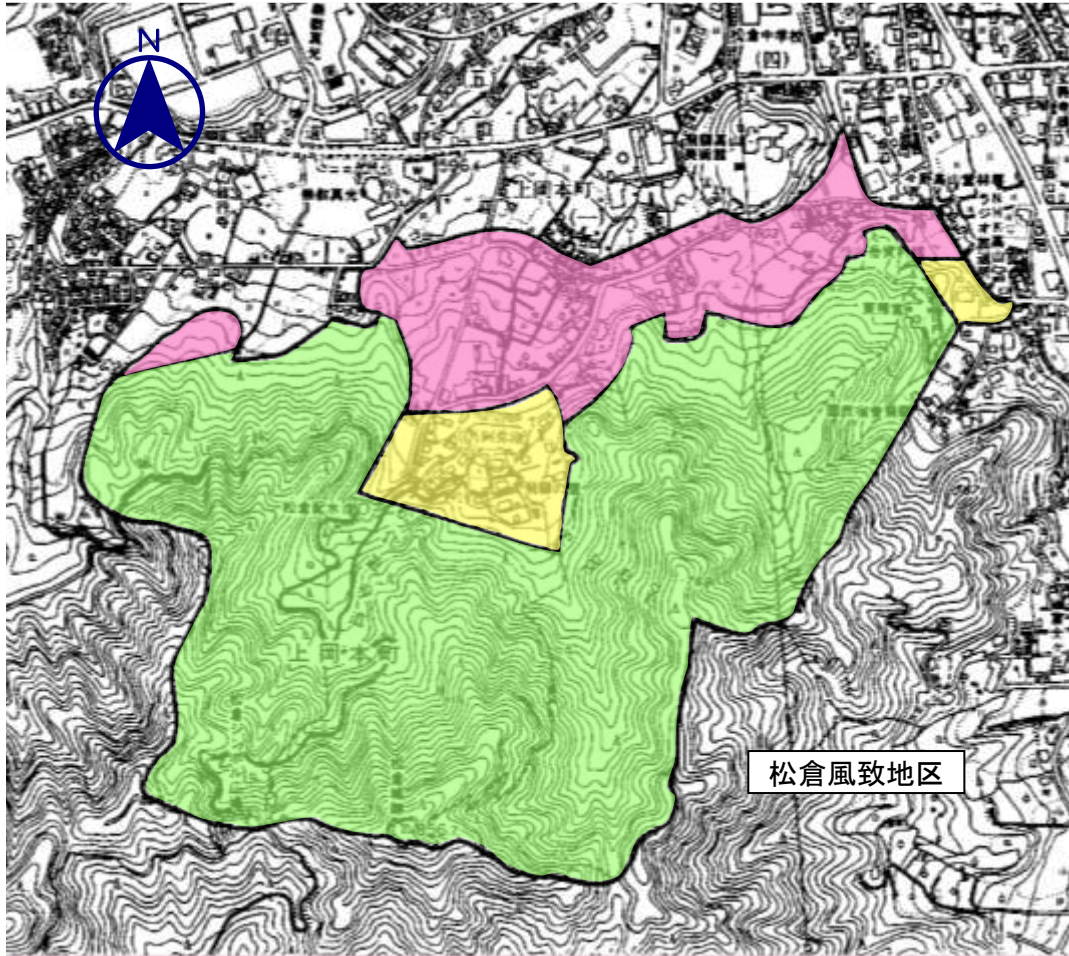
対象	基準																																								
建築物	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> • けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。 <table border="1"> <caption>基準値</caption> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>推奨値</caption> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10 R</td> <td>2 以上 3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 YR</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> • 原則として屋根の色彩は灰色または黒色系統とする。屋根の色彩のマンセル値における基準値は下記の表のとおりとする。ただし、いぶし瓦についてはこの限りでない。 <table border="1"> <caption>基準値</caption> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>4 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">R / YR / Y</td> <td>4 以下</td> <td>1 以下</td> </tr> <tr> <td>3 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>2 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下	Y R	2 以上 8 以下	4 以下	Y	2 以上 8 以下	6 以下	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	10 R	2 以上 3 以下	3 以下	5 ~ 10 YR	2 以上 6 以下	4 以下	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	4 以下	—	R / YR / Y	4 以下	1 以下	3 以下	2 以下	2 以下	3 以下
	色相	明度	彩度																																						
	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																																						
	5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下																																						
	Y R	2 以上 8 以下	4 以下																																						
Y	2 以上 8 以下	6 以下																																							
色相	明度	彩度																																							
無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																																							
10 R	2 以上 3 以下	3 以下																																							
5 ~ 10 YR	2 以上 6 以下	4 以下																																							
色相	明度	彩度																																							
無彩色 (N)	4 以下	—																																							
R / YR / Y	4 以下	1 以下																																							
	3 以下	2 以下																																							
	2 以下	3 以下																																							
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> • 和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。 • 勾配屋根とし、軒の出、庇等があるものとする。 • 室外機等の建築設備は格子で囲うなど目立たないものとする。 • 塀、門、垣等の仕上げは自然素材とする。 																																								
高さ	<ul style="list-style-type: none"> • 建築物の高さの最高限度を 10 m 又は 8 m とする。 • 第 2 号風致区域内においては、2 階建以下とする。 																																								
位置	<ul style="list-style-type: none"> • 市道民俗村線（西之一色町 3 丁目 7 8 3 番地先から上岡本町 1 丁目 5 9 2 番地先まで）に接する部分から 3.5 m の区域内については、建築物の外壁等から同市道の車道部分までの距離は 4 m 以上とする。 																																								
工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> • 自動販売機の色彩は茶系統で塗装されたものとし、派手な装飾等をしない。 																																							
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> • 擁壁は自然石積み又はそれに準ずる外観を持つものとする。 																																							
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> • 地色には原色を使用しない。 • 文字色は 2 色以内とする。 																																							
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として木製とする。 • 電光掲示板は設置しない。 • 電飾等が点滅、可動する広告物を設置しない。 (防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除く) • 過度に明るい照明は使用しない。 																																							
	大きさ・個数	<ul style="list-style-type: none"> • 別表に掲げるとおりとする。 																																							
	位置	<ul style="list-style-type: none"> • 屋上には設置しない。 																																							
	その他	<ul style="list-style-type: none"> • 自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。 																																							
開発事業	<ul style="list-style-type: none"> • 使用する樹種は、周辺の樹林と調和するものとする。 • 第 1 号風致区域内においては 10 m² 以上の造成を抑制する。 • 第 2 号風致区域内においては 200 m² 以上の造成を抑制する。 • 第 2 号風致区域内においては高さ 5 m 以上の法を生ずる切土又は盛土を抑制する。 • 第 1 号風致区域内においては、木竹の伐採を行わない。 • 第 2 号風致区域内においては、良好な景観を形成している木竹の伐採を行わない。 																																								

○その他、高山市風致地区条例の規定によるものとする。

○高山市市街地景観保存条例に規定する市街地景観保存区域においては、ここに定めるもののほか、高山市市街地景観保存計画の規定によるものとする。



凡	例
	第1号風致地区
	第2号風致地区
	第3号風致地区



松倉シンボル広場



北山公園

③ 中心商業景観重点区域

対象	基準																														
建築物	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。 <table border="1"> <caption>基準値</caption> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 R</td> <td>2 以上</td> <td>8 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2 以上</td> <td>8 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上</td> <td>8 以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>推奨値</caption> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※次の建築物については、推奨値を基準値として適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ 13 m を超える建築物 ・ 中橋から万人橋までの区間において、河川区域の境界から 10 m の範囲内に立地する建築物（対岸から望見できない建築物の部分は適用外） 	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	5 ~ 10 R	2 以上	8 以下	Y R	2 以上	8 以下	Y	2 以上	8 以下	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下	Y R	2 以上 8 以下	4 以下	Y	2 以上 8 以下	6 以下
	色相	明度	彩度																												
無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																													
5 ~ 10 R	2 以上	8 以下																													
Y R	2 以上	8 以下																													
Y	2 以上	8 以下																													
色相	明度	彩度																													
無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																													
5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下																													
Y R	2 以上 8 以下	4 以下																													
Y	2 以上 8 以下	6 以下																													
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陣屋周辺地域においては建築物の高さの最高限度を 13 m（一部 19 m）とする。 ・ 高山駅周辺地区においては建築物の高さの最高限度を 31 m とする。 ・ その他の中心商業景観重点区域内においては建築物の高さの最高限度を 22 m とする。 																														
工作物	<p>高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陣屋周辺地域においては工作物の高さの最高限度を 13 m（一部 19 m）とする。 																														
屋外広告物	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地色には原色を使用しない。 ・ 文字色は 3 色以内とする。 																														
	<p>形態意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電光掲示板を使用する場合は、表示面の面積を 1 面 1 m² 以内とする。ただし、交通案内板等、公共的な目的のものはこの限りでない。 ・ 過度に明るい照明は使用しない。 																														
	<p>大きさ・個数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別表に掲げるとおりとする。 																														
	<p>位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 枅形橋から弥生橋までの区間は、川沿いの東側及び西側には設置しない。 ・ 屋上には設置しない。 																														
	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出ししない。 																														



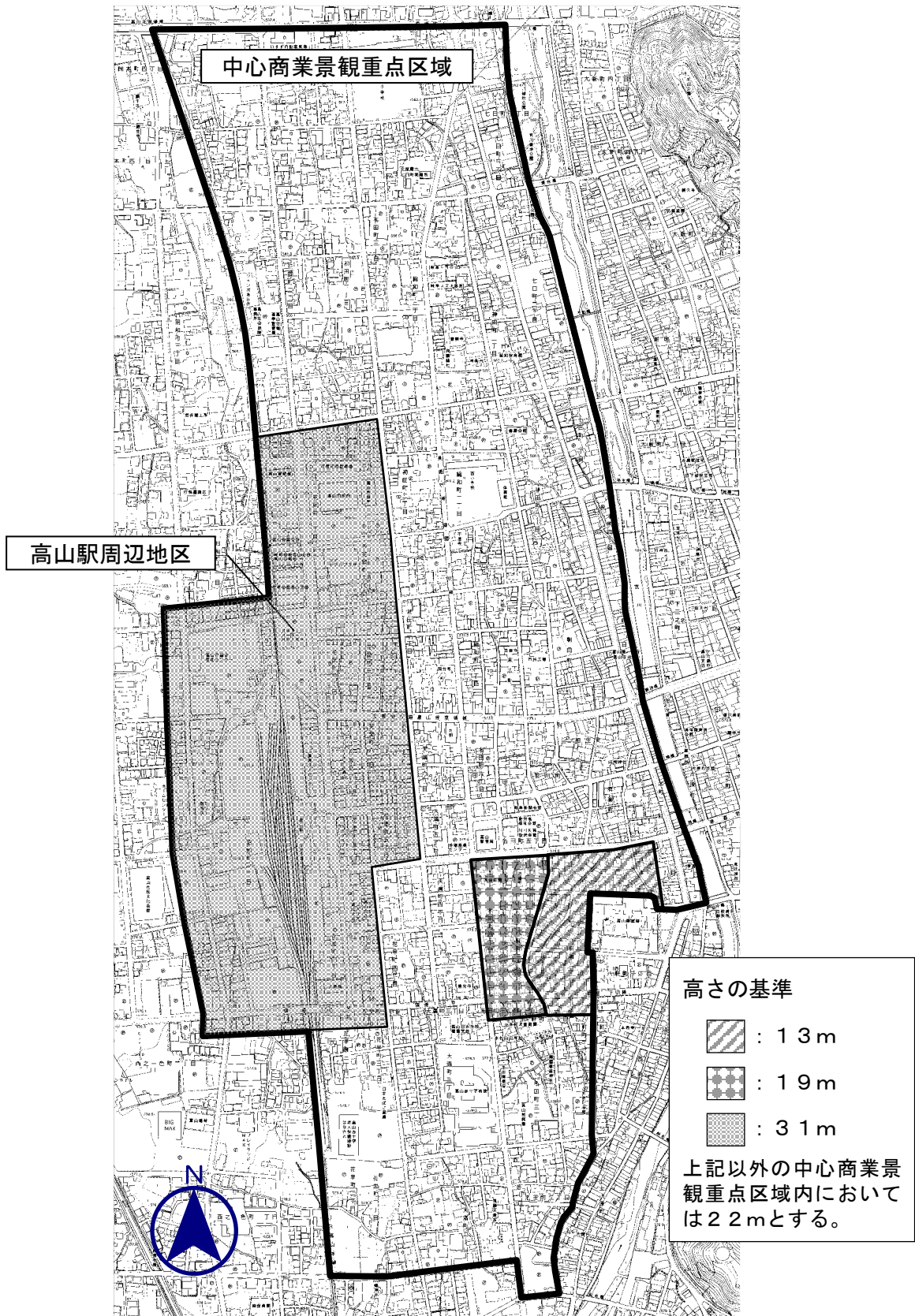
二十四日市



川柳あんどん

○ 高山駅周辺地区

対象	基準																																				
建築物	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">基準値</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 R</td> <td>2 以上</td> <td>8 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2 以上</td> <td>8 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上</td> <td>8 以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">推奨値</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※高さ 13 m を超える建築物については、推奨値を基準値として適用する。 ・ 中高層の建築物の場合は、低層部の色彩を落ち着いた色彩とし、中層部以上の色彩は淡い色彩とする。 	基準値			色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	5 ~ 10 R	2 以上	8 以下	Y R	2 以上	8 以下	Y	2 以上	8 以下	推奨値			色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下	Y R	2 以上 8 以下	4 以下	Y	2 以上 8 以下	6 以下
	基準値																																				
	色相	明度	彩度																																		
	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																																		
5 ~ 10 R	2 以上	8 以下																																			
Y R	2 以上	8 以下																																			
Y	2 以上	8 以下																																			
推奨値																																					
色相	明度	彩度																																			
無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																																			
5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下																																			
Y R	2 以上 8 以下	4 以下																																			
Y	2 以上 8 以下	6 以下																																			
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として室外機などの建築設備は、格子で囲うなど目立たないものとする。 ・ 伝統的な窓、格子などのデザインを積極的に取り入れる。 ・ シャッターを設置する場合はシースルー化するなど、閉店日や夜間においても賑わいのある雰囲気づくりを図る。 																																				
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さの最高限度を 31 m とする。 																																				
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機の色は茶系統で塗装されたものとし、派手な装飾等をしない。 																																				
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地色には原色を使用しない。 ・ 文字色は 3 色以内とする。 ・ 壁面広告とする場合、地色を壁面と同系色に、箱文字表示にするなど建築物になじませるものとする。 																																			
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電光掲示板は設置しない。 ・ 電飾等が点滅、可動する広告物を設置しない。 (防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除く) ・ 過度に明るい照明は使用しない。 ・ 原則としてのぼり旗は設置しない。 																																			
	大きさ・個数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別表に掲げるとおりとする。 																																			
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上には設置しない。 ・ 突出広告においては、近隣の突出広告と設置位置や突出幅をそろえる。 ・ バリアフリーに配慮し、歩道上に通行の妨げとなる看板類は設置しない。 																																			
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 突出広告、野立広告については、地上からの上端の高さは 7 m 以下とする。 ・ 突出広告とする場合、建築物の上端を超えないものとする。 																																			
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出ししない。 																																			

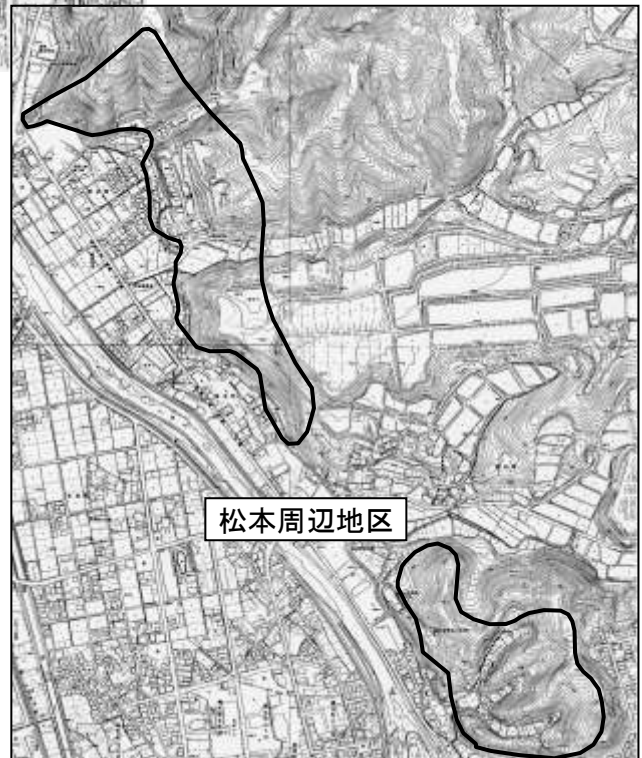


④ 里山景観重点区域（中山周辺地区、千島周辺地区、山王周辺地区、松本周辺地区）

対象	基準	
建築物	形態意匠	・コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。
	高さ	・建築物の高さの最高限度を10mとする。
工作物	高さ	・工作物の高さの最高限度を10mとする。
屋外 広告物	色彩	・地色には原色を使用しない。 ・文字色は3色以内とする。
	形態意匠	・電光掲示板を使用する場合は、表示面の面積を1面1㎡以内とする。ただし、交通案内板等、公共的な目的のものはこの限りでない。 ・過度に明るい照明は使用しない。
	大きさ・個数	・別表に掲げるとおりとする。
	位置	・屋上には設置しない。
	高さ	・地上からの上端の高さは10m以下とする。
	その他	・原則として自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出ししない。
開発事業	開発行為	・使用する樹種は、周辺の樹林と調和するものとする。 ・原則として景観が損なわれる箇所での伐採をしない。



高山市街を取り囲む里山



別表

市街地景観における屋外広告物の大きさ及び個数の基準

①城下町景観重点区域、②風致地区景観重点区域

種 別	項 目	城下町景観重点区域	
		伝統的建造物群保存地区	風致地区 景観重点区域
壁面広告	1 壁面あたりの表示面積	合計 3 m ² 以内	合計 5 m ² 以内
	1 壁面における表示率	10分の1以内	10分の1以内
	1 壁面あたりの個数	2 個まで	2 個まで
突出広告	1 壁面あたりの表示面積 (片面)	合計 1 m ² 以内	合計 3 m ² 以内
	1 壁面あたりの個数	2 個まで	2 個まで
野立広告	見付方向あたりの表示面積 (片面)	合計 1 m ² 以内	合計 5 m ² 以内
置き看板	1 個あたりの表示面積 (片面)	0.5 m ² 以内	0.5 m ² 以内

③中心商業景観重点区域、④里山景観重点区域

種 別	項 目	中心商業景観重点区域	
		高山駅周辺地区	里山 景観重点区域
壁面広告	1 壁面あたりの表示面積	合計 10 m ² 以内	合計 15 m ² 以内
	1 壁面における表示率	10分の1以内	10分の2以内
	1 壁面あたりの個数	2 個まで	2 個まで
突出広告	1 壁面あたりの表示面積 (片面)	合計 3 m ² 以内	合計 5 m ² 以内
	1 壁面あたりの個数	2 個まで	2 個まで
野立広告	見付方向あたりの表示面積 (片面)	合計 5 m ² 以内	合計 15 m ² 以内
置き看板	1 個あたりの表示面積 (片面)	0.5 m ² 以内	1 m ² 以内

○1棟の建築物に複数のテナントが入居する場合は次のとおりとする。

種 別	項 目	基 準
壁面広告	1 壁面あたりの表示面積	1 店舗につき (上記基準×50%) を超えないこと
	1 壁面における表示率	全店舗の合計面積が上記基準を超えないこと
	1 壁面あたりの個数	1 店舗 2 個まで
突出広告	1 壁面あたりの個数	1 店舗 1 個まで (原則、集合型とし 1 個にまとめる)
	1 壁面あたりの表示面積 (片面)	1 店舗につき上記基準を超えないこと
野立広告	見付方向あたりの個数	集合型とし 1 塔にまとめる
	見付方向あたりの表示面積 (片面)	1 店舗につき (上記基準×50%) かつ、全店舗の合計が 15 m ² を超えないこと

○表示面積 1 m²未満の壁面広告は、1 壁面あたりの個数に含めない。ただし、1 壁面あたりの表示面積には含めるとともに、必要最小限の個数とする。

○突出広告は、堅固でない建築物 (木造建築物等) に設置する場合、1 壁面あたりの個数は 1 個までとする。

○広告物として経常的に掲出される懸垂幕及び日除け幕は、壁面広告として取り扱う。

3) 農山村景観

① 丹生川町北方法力景観重点区域

対象	基準																																	
建築物	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">基準値</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">推奨値</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10 R</td> <td>2 以上 3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 YR</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	基準値			色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下	Y R	2 以上 8 以下	4 以下	Y	2 以上 8 以下	6 以下	推奨値			色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	10 R	2 以上 3 以下	3 以下	5 ~ 10 YR	2 以上 6 以下	4 以下
	基準値																																	
	色相	明度	彩度																															
	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																															
5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下																																
Y R	2 以上 8 以下	4 以下																																
Y	2 以上 8 以下	6 以下																																
推奨値																																		
色相	明度	彩度																																
無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																																
10 R	2 以上 3 以下	3 以下																																
5 ~ 10 YR	2 以上 6 以下	4 以下																																
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。 ・ 勾配屋根とし、軒の出、庇等があるものとする。 ・ 室外機などの建築設備は、格子で囲うなど目立たないものとする。 ・ 塀、門、垣等の仕上げは自然素材とする。 ・ 瓦屋根とする場合はいぶし瓦とする。 ・ 原則として屋外照明は白熱灯とする。 																																	
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さの最高限度を 13 m とする。 																																	
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として母屋の棟の向きは裏の里山に対して平行とする。 ・ 原則として県道白井北方線から後退し、道路側に花等を植栽する。 																																	
工作物	<p>形態意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 擁壁は自然石積み又はそれに準ずる外観を持つものとする。 																																	
屋外広告物	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地色には原色を使用しない。 																																	
	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱広告は掲示、掲出しない。 																																	
開発事業	<p>開発行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として裏山は開発行為を行わない。 																																	



②滝町根方景観重点区域

対象	基準																											
建築物	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。 <table border="1"> <caption>基準値</caption> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>推奨値</caption> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10 R</td> <td>2 以上 3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 Y R</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下	Y R	2 以上 8 以下	4 以下	Y	2 以上 8 以下	6 以下	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	10 R	2 以上 3 以下	3 以下	5 ~ 10 Y R	2 以上 6 以下	4 以下
	色相	明度	彩度																									
	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																									
5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下																										
Y R	2 以上 8 以下	4 以下																										
Y	2 以上 8 以下	6 以下																										
色相	明度	彩度																										
無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																										
10 R	2 以上 3 以下	3 以下																										
5 ~ 10 Y R	2 以上 6 以下	4 以下																										
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。 ・ 瓦屋根とする場合は、いぶし瓦とする。 																											
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さの最高限度を10mとする。 																											
開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として土地区画形質を変更しない。 																											



滝町棚田

③ 荘川町一色惣則景観重点区域

対象	基準																											
建築物	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。 <p>基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>推奨値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10 R</td> <td>2 以上 3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 YR</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下	Y R	2 以上 8 以下	4 以下	Y	2 以上 8 以下	6 以下	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	10 R	2 以上 3 以下	3 以下	5 ~ 10 YR	2 以上 6 以下	4 以下
	色相	明度	彩度																									
	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																									
5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下																										
Y R	2 以上 8 以下	4 以下																										
Y	2 以上 8 以下	6 以下																										
色相	明度	彩度																										
無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																										
10 R	2 以上 3 以下	3 以下																										
5 ~ 10 YR	2 以上 6 以下	4 以下																										
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の優れた景観に配慮した形態とする。 ・ コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。 																											
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さの最高限度を 13 m とする。 																											
工作物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 擁壁は材料、壁面処理の工夫、前面の緑化により周辺との調和を図る。 																										
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の高さの最高限度を 13 m とする。 																										
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地色には原色を使用しない。 ・ 地色も含め色彩は 3 色以内とする。 																										
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物との統一感に配慮した形態とする。 ・ 防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除き、電飾等が点滅する広告や映像広告は設置しない。 ・ 原則として自家広告物以外は統一デザインの集合看板とする 																										
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家広告物は 1 事業所等につき合計 5.0 m² 以内とする。 ・ 置き看板の表示面積は片面で 0.5 m² 以内とする。 																										
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上には設置しない。 ・ 車両及び歩行者からの眺望を阻害しない位置とする。 																										
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案内広告は地上からの上端の高さは 2.5 m 以下とする。 																										
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱広告は、掲示、掲出しない。 ・ 原則として自家広告、区域内施設案内広告以外は掲示、掲出しない。 																										
開発事業	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内の良好な樹木や河川、水辺の保全を図り、原則として 700 m² を超える土地区画形質を変更しない。 																										



次郎兵衛のイチイ



白山を望む



④朝日町立岩景観重点区域

対象	基準																											
建築物	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。 <table border="1"> <caption>基準値</caption> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>推奨値</caption> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10 R</td> <td>2 以上 3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 YR</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根等は、原色などのけばけばしい奇抜な色彩は避け、周辺の自然環境に調和したものとする。 	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下	Y R	2 以上 8 以下	4 以下	Y	2 以上 8 以下	6 以下	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	10 R	2 以上 3 以下	3 以下	5 ~ 10 YR	2 以上 6 以下	4 以下
	色相	明度	彩度																									
	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																									
	5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下																									
	Y R	2 以上 8 以下	4 以下																									
Y	2 以上 8 以下	6 以下																										
色相	明度	彩度																										
無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																										
10 R	2 以上 3 以下	3 以下																										
5 ~ 10 YR	2 以上 6 以下	4 以下																										
形態意匠	・ 地域の優れた景観に配慮した形態とする。																											
高さ	・ 建築物の高さの最高限度を 13 m とする。																											
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内の良好な樹木や河川、水辺を活かせる配置とする。 ・ 原則として母屋の棟の向きは裏の里山に対して平行とする。 																											
工作物	形態意匠	・ 擁壁は材料、壁面処理の工夫などにより周辺との調和を図る。																										
	高さ	・ 工作物の高さの最高限度を 13 m とする。																										
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地色には原色を使用しない。 ・ 地色も含め色彩は 3 色以内とする。 																										
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として木製とする。 ・ 建築物との統一感に配慮した形態とする。 ・ 防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除き、電飾等が点滅する広告や映像広告は設置しない。 																										
	大きさ	・ 自家広告物は 1 事業所等につき合計 5.0 m ² 以内とする。																										
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上には設置しない。 ・ 車両及び歩行者からの眺望を阻害しない位置とする。 																										
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱広告は、掲示、掲出しない。 ・ 原則として自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。 																										
開発事業	開発行為	・ 原則として敷地内の良好な樹木や河川、水辺の保全を図る。																										



立岩地区



⑤上宝町長倉景観重点区域

対象	基準																											
建築物	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。 <table border="1"> <caption>基準値</caption> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>推奨値</caption> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10 R</td> <td>2 以上 3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 YR</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下	Y R	2 以上 8 以下	4 以下	Y	2 以上 8 以下	6 以下	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	10 R	2 以上 3 以下	3 以下	5 ~ 10 YR	2 以上 6 以下	4 以下
	色相	明度	彩度																									
	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																									
5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下																										
Y R	2 以上 8 以下	4 以下																										
Y	2 以上 8 以下	6 以下																										
色相	明度	彩度																										
無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																										
10 R	2 以上 3 以下	3 以下																										
5 ~ 10 YR	2 以上 6 以下	4 以下																										
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の優れた景観に配慮した形態とする。 ・ 和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。 																											
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さの最高限度を 13m とする。 																											
工作物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 擁壁は自然石積み又はそれに準ずる外観を持つものとする。 																										
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の高さの最高限度を 13m とする。 																										
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地色には原色を使用しない。 ・ 地色も含め色彩は 3 色以内とする。 																										
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物との統一感に配慮した形態とする。 ・ 防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除き、電飾等が点滅する広告や映像広告は設置しない。 ・ 原則として自家広告物以外は統一デザインの集合看板とする。 																										
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家広告物は 1 事業所等につき合計 5.0㎡以内とする。 ・ 置き看板の表示面積は片面で 0.5㎡以内とする。 																										
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上には設置しない。 ・ 車両及び歩行者からの眺望を阻害しない位置とする。 																										
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案内広告は地上からの上端の高さは 2.5m 以下とする。 																										
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱広告は、掲示、掲出しない。 ・ 原則として自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。 																										
開発事業	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として敷地内の良好な樹木や河川、水辺の保全を図る。 																										
その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として集落及び農地周辺については、高木の植樹を行わない。 																										



長倉集落



4) 街道景観

① 新宮町国道 158 号景観重点区域

対象	基準	
建築物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び外壁等は、原色などのけばけばしい奇抜な色彩は避け、周辺の自然環境に調和したものとする。
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地色も含め色彩は3色以内とする。 ・野立広告のポール等の色を統一する。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として自家広告物以外は統一デザインの集合看板とする。 ・回転灯を利用しない。
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告及び突出広告は堅固な建築物に掲示する場合を除き 20㎡以内とする。 ・野立広告は片面 3㎡以内かつ両面 6㎡以内とする。 ・壁面広告の場合は 1面 15㎡以内とし、壁面面積の 10分の3以内とする。 ・屋上広告は建築物高さの 3分の2以下までとする。
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として屋上には設置しない。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面広告とする場合、地上からの上端の高さは 8m 以下とする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として電柱広告は掲示、掲出しない。 ・店名表示を基本とし、メーカー等の商品広告の表示を控える。 ・原則としてのぼり旗広告等は掲示、掲出しない。 ・原則として屋上広告は建築物 1棟につき 1個までとする。 ・壁面広告は建築物 1棟につき 1個までとする。 ・野立広告は敷地内に 1個までとする。 ・原則として自家広告以外の野立広告は設置しない。 ・案内用の野立広告を単独で設置しない。



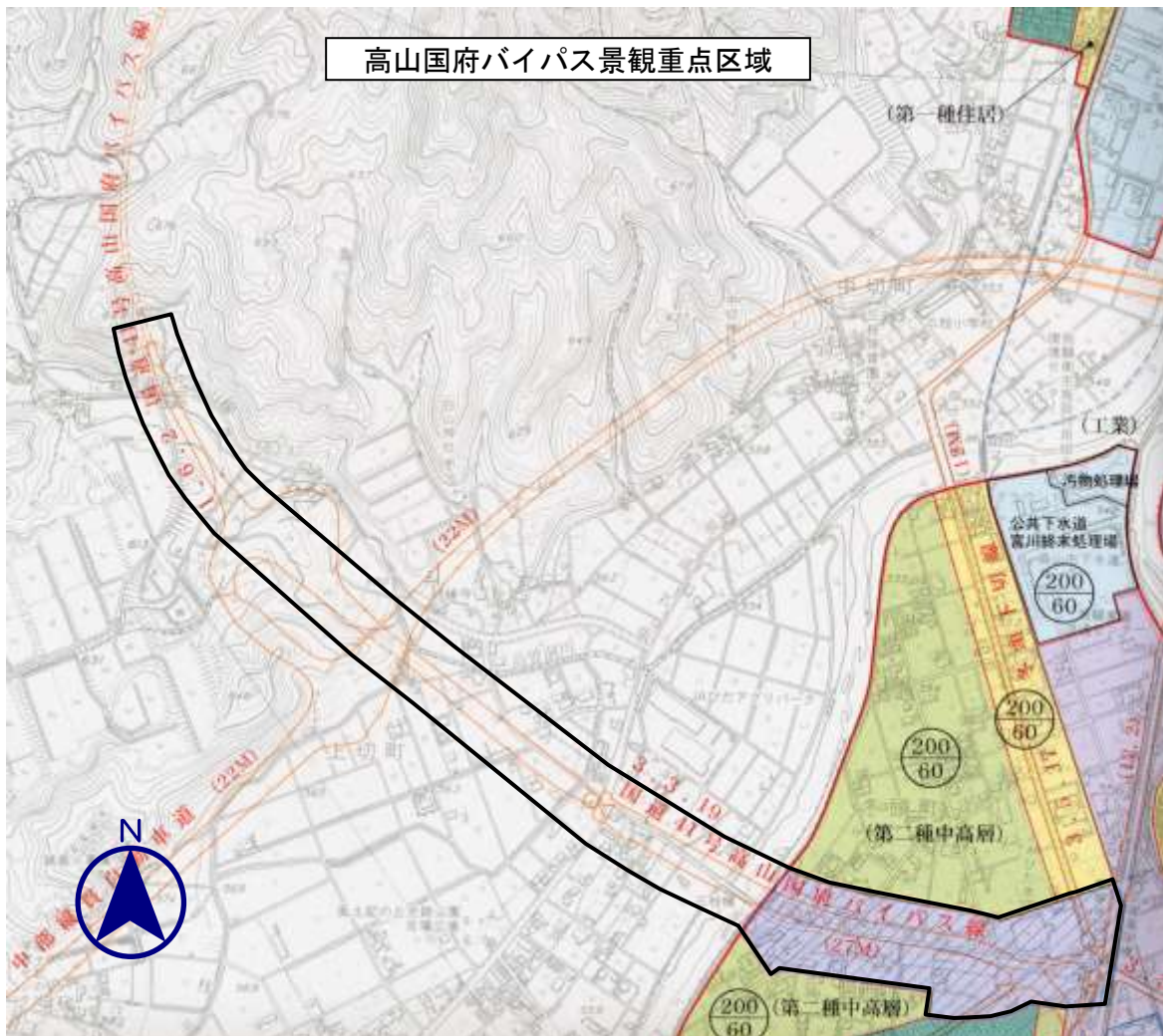
新宮町国道 158 号景観重点区域については、新宮町地内の国道 158 号の道路端より両側 50 m の幅とする。



集合看板

② 高山国府バイパス景観重点区域

対象	基準	
屋外 広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地色には原色を使用しない。 ・文字色は3色以内とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物と一体的な形態、町並みの統一感に配慮した形態とする。 ・丈夫で安全な材質、風合いを生む材質、建築物外壁に調和したものとする。 ・防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除き、電飾等が点滅する広告や映像広告は設置しない。
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・1面15㎡以内とする。 ・壁面広告は1面10㎡以内とし、取り付け壁面の10分の1以下とする。
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として屋上には設置しない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物1棟に3個（1面2個）までとする。 ・原則として自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。



高山国府バイパス景観重点区域については、特別業務地区に指定されている地区においてはその地区内とし、それ以外の地域については、高山国府バイパスの道路計画線より両側50mの幅とする。

③ 清見せせらぎ街道景観重点区域

対象	基準	
建築物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根とし、複数の建物を設置する場合は全体としてまとまりのある形態とする。 ・木材又は木材調の表面処理をしたものとする。 ・屋外照明はナトリウム系とし、必要以上に光が漏れないものとする。 ・塀、門、垣等の仕上げは自然素材とする。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として建築物は2階建て以下とする。
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として道路から後退し、道路側に空き地及び緑地帯を確保する。 ・原則として隣接の敷地境界から離し、ゆとりのある空間を確保する。 ・地形の高低差を活かした配置とする。 ・敷地内の良好な樹木や河川、水辺を活かせる配置とする。
工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として電柱等は茶系統とする。
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱等は沿道から見えにくい位置とする。
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として反射光及び原色を使用しない。 ・地色は鼠色又は茶系統とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・退色、剥離等の生じにくいものとする。 ・外部照明は動点滅を伴わない白色又は昼光色とする。 ・ネオンサインは設置しない。
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業所等につき合計10㎡以内とし、1面5㎡以内（最高2面まで）とする。
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・車両及び歩行者からの眺望を阻害しない位置とする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱広告は掲示、掲出しない。
開発事業	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として大規模な法面、擁壁を生ぜず、緩やかな勾配とする。 ・原則として敷地内の良好な樹木や河川、水辺の保全を図る。 ・使用する樹種は、周辺の樹林と調和するものとする。 ・原則として景観が損われる箇所での伐採をしない。 ・原則として土地区画形質の変更においては沿道から30m以上後退する。
	土砂砂利の採取排出	<ul style="list-style-type: none"> ・採取後、植生復元による早期緑化を図る。
	水面の埋立及び干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・自然植生と調和した植生の復元を図る。 ・周辺樹木の生育に支障を及ぼさないようにする。
その他	屋外における物品の集積及び貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の積み上げ高さを低くし、威圧感を与えないものとする。 ・道路から見えにくいよう遮へいする。



<参考>

○高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に規定する届出対象行為

市内全域（景観重点区域を除く）における届出対象行為

対象	基準
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ床面積300㎡以上の建築物の新築、増築、改築、色彩変更 ・高さ10m以上の建築物の新築、増築、改築
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ10m以上の工作物の設置
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物条例の規定による許可を要するもの
開発行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・面積500㎡以上の土地区画形質の変更 ・面積500㎡以上の土砂、砂利の採取及び排出 ・面積100㎡以上の屋外における物品の集積及び貯蔵

景観重点区域における届出対象行為

対象	基準
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築で延べ床面積10㎡を超えるもの ・建築物の色彩変更で延べ床面積20㎡を超えるもの ・建築物の新築、増築、改築で高さ3mを超えるもの
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の設置で高さ1.5m以上を超えるもの
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物条例の規定による許可を要するもの
開発行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画形質の変更で面積200㎡を超えるもの ・土砂、砂利の採取及び排出で面積200㎡を超えるもの ・水面の埋め立て及び干拓で面積200㎡を超えるもの ・屋外における物品の集積及び貯蔵で面積100㎡を超えるもの又は高さ1.5mを超えるもの ・木竹の伐採（軽微なものを除く）

○その他の届出・許可対象行為

- ・市街地景観保存区域内における行為については、高山市市街地景観保存条例に届出対象行為を規定
- ・伝統的建造物群保存地区内における行為については、高山市伝統的建造物群保存地区保存条例に許可対象行為を規定
- ・風致地区内における行為については、高山市風致地区条例に許可対象行為を規定
- ・屋外広告物の掲出については、高山市屋外広告物条例に許可対象行為を規定

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物の指定の方針

以下の項目に該当する建造物については、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物として指定する。

- 優れたデザインを有し、周辺地域の良好な景観を特徴づけているもの
- 市民に親しまれているもの
- 公共の場所から容易に見ることができるもの
- 維持管理を行う個人又は団体があるもの



煥章館

2. 景観重要樹木の指定の方針

以下の項目に該当する樹木については、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木として指定する。

- 地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 市民に親しまれているもの
- 公共の場所から容易に見ることができるもの
- 維持管理を行う個人又は団体があるもの



丹生川支所

第6章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

1. 保全・創出すべき地域の景観の特色

日本の原風景としての農山村景観は、経済の高度成長を通じて、農村地域の都市化により大きく変貌している。また、過疎化・高齢化により農業と農村活力の低下も危惧されている。本市においても同様に、一部地域の市街化及び過疎化が進み、従来から残っていた農山村風景が年々減少している。

本市の農山村景観の特色を分類すると下記のとおりである。

① 田園、伝統的な農家住宅、神社・寺院、里山で形成された農村景観

丹生川町北方、法力地区、国府町東・西門前地区などには良好な農用地（水田）とともに、伝統的な農家住宅が点在している。また、周囲の神社・寺院などと調和し、代表的な農村景観を形成している。

② 傾斜地、山、谷、水田・畑地などで形成された山村景観

高根町阿多野地区、丹生川町板殿地区などは、山間の地形（傾斜地）の中に集落が点在しており、山村集落の景観を醸し出している。また、滝町の棚田などは保存会が組織され、棚田の保全がすすめられている。

③ アルプスなどの雄大な山並みを背景とした畑作地で形成された高原景観

高根町日和田高原地区などは、広々とした畑作地、乗鞍岳や御岳を背景とした景観が広がり、良好な眺望景観を形成している。



丹生川町板殿



千町牧場（高根地域）

2. 魅力ある景観を保全・創出するための方針

1) 除去・遮断

良好な景観の阻害となる負の要因（雑草やゴミ、廃車、廃屋、耕作放棄地など）は、除去するとともに、植栽等により和らげる。

2) 修景・美化

良好な景観阻害のインパクトを軽減するために、周辺景観と馴染むような形状、色彩、素材に配慮する。

3) 保全

良好な景観は、長い年月をかけて培われてきたものであり、特に伝統的な農家住宅の様式は今後とも保全していく必要がある。このため、建築物の新築・増築・改築にあたっては、周囲の農家住宅と調和させる。

第7章 今後の進め方

1. 景観重点区域の拡大

高山市には景観資源が豊富にあるため、今後これらの資源を活用しながら積極的に景観重点区域の拡大に努める。拡大にあたっては、関係者及び町内会等地域住民に景観行政の取り組みについて理解を得る必要がある。従って、景観形成の方針及び基準については関係者等の協働により策定するものとする。

2. 都市計画制度等との連携

良好な景観の形成及び保全にあたっては、景観法とともに下記の都市計画制度の活用を図る。

1) 景観地区

景観重点区域において、より積極的に景観の形成や誘導を図っていくため、景観地区の指定を検討する。景観地区の指定にあたっては、景観重点区域内の関係者の理解を得るとともに、工作物については手続き等の条例整備を行う。

2) 高度地区

景観計画に位置付けた高さ規制においては、関係者の理解を求めながら積極的に高度地区の指定を進めていく。

3) 地区計画

景観に関すること以外（用途・良好な住環境の保全）の問題・課題点に対処する方法として、地区計画の指定を進める。特に、近年発生している高層マンションの問題については、地区住民の合意を得ながら地区計画の活用を検討する。また、都市計画提案制度についても積極的に活用する。

3. 各種景観に関する事業との連携

現在、伝統的建造物群保存地区や主要な幹線道路、土地区画整理事業において無電柱化事業を展開している。無電柱化事業は事業費が多額となるため、事業が十分に進んでいないのが現状である。今後は景観重点区域について無電柱化を推進するとともに、緑化推進事業や緑地保全事業（緑の保全契約など）も積極的に推進する。

4. 市民・事業者による自主的な景観まちづくり推進への取り組み

本市の景観は、親から子、子から孫へと受け継がれてきた生活・文化・伝統により形成されている。また、住民主導による景観まちづくりをすすめてきている経緯もあり、行政が一方的に規制をかけるのは適当ではない。しかしながら、良好な景観づくりに積極的に取り組んできた保存会等の高齢化や世代交代を含めた後継者問題、外部資本の進出など住民主導の景観まちづくりが困難な状況にもある。このような中、今回の景観法の制定をひとつの機会として捉え、美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の「景観に影響を与えるあらゆる行為は、市民共有の資産である自然や伝統文化と調和した美しい都市景観の創出に寄与するものでなければならない」の基本理念を再認識し、行政・市民・事業者の協働による景観まちづくりを積極的にすすめる必要がある。